

享保元文農地法の成立

——市場拡大と社会的安定の平衡——

中 林 真 幸

江戸幕府は小農の土地所有権を保障し、それが小農に低利の土地担保金融を提供した。同時に、江戸幕府は、社会的安定のために、土地所有の集積を防ぎ、自作小農経営を維持しようとした。この緊張関係をはらむ二つの目的の平衡をはかるために、18世紀前半、徳川吉宗政権は土地法制を整備した。すなわち、土地所有権を保障する一方、債務不履行にあたって、担保権を執行(流地)する条件として、債権者が土地税と雑税(年貢諸役)を納めることを求めた。徴税の事務は村に委任されていたことから、債権者は、債務者のモラルハザードを防ぐために、年々歳々の土地税と雑税の実費ではなく、事前の契約によって定めた定額を払う契約を好んだ。しかし、そうした契約は、幕府司法機関による担保権執行の条件を満たさない。それゆえ、この規制は村外の債権者の保護を弱めることを意味した。この規制によって、幕府は、土地担保金融市場の拡大にともなう村の境界を超えた土地集積が進むことを抑制しようとしたのである。

JEL Classification Codes: N25, O16

1. はじめに

江戸幕府と先進諸藩は、検地事業によって、実際に耕地を耕す直系小農家族を所有(「所持」)者として特定し、彼らに土地税(年貢)の納付を義務づけるとともに、その情報を村の首長である名主(庄屋)が管理する年貢台帳(検地帳、名寄帳)に登録させた。そして、幕府、諸藩は年貢台帳に登録される家族の年貢賦課地の排他的な「所持」権を第三者に対して保護した。すなわち、年貢台帳への登記が対抗要件を満たした「所持」権は、法と契約と慣例に反しない限り、対象を自由に用益し、処分する「残余コントロール権」と、法と契約と慣習による全ての債務を履行した後に残る利益ないし損失を受け取る「残余請求権」、つまり、標準的な経済学における所有権の定義(Hart(1988))を満たしている。そのように、幕府領ならば幕府に、藩領ないし旗本領(私領)ならば大名ないし旗本に、所有権を保護された自作農家を、本百姓と呼ぶ。以下、近世法令用語としての「所持」権に言及する際には「所有権」を用いる。

地主制の拡大を抑制し、分厚い自作小農層を維持することは、幕府の政策目標であり続けた。

そのための基本法が、幕府が1643(寛永20)年に幕府領に公布施行した田畑永代売買禁止令であった。幕府行政機構の小ささに鑑みて、幕府が農家相互間の相対の合意に基づく個々の譲渡を取り締まりえたとは考えにくい。しかし、農地売買が違法である以上、売買契約を公証し、新たな所有者を登記した名主(庄屋)は処罰された。加えて、違法な取引である以上、たとえば、売り手側の契約不履行に当たり、買い手はその債権保護を幕府司法機関に求めることはできない。所有権の移転を執行しない点において、田畑永代売買禁止令は効力を持ち続け、事実、明示的に「永代売」と銘打つ所有権譲渡の契約は結ばれなくなる(山田(1995), 79頁)。

しかし、土地所有権移転の完全な否定は、自作小農経営の自立と矛盾する。小農が土地を所有することの重要な意義のひとつは、債務不履行時において、当事者による担保権の実行(re-possession)ないし司法当局による執行(foreclosure)、すなわち流地を含む農地質入契約によって低利の農業金融を得ることにある(白川部(2012), 13-40頁)。したがって、農業信用の供給によって小農経営を支援したいならば、幕府司法は農地質入契約の担保権を執行すべきで

ある。しかし、無制限にそれを行えば、自作小農による過大なレバレッジを惹起し、自作小農層の分解と地主制の拡大、すなわち、1643(寛永20)年田畑永代売買禁止令が防ごうとした結果をもたらすかもしれない。

明治維新後、1873年に農地取引および農地担保金融に関する諸規制が撤廃された。これにともない、1873年に27%であったと推定される全耕地に占める小作地比率は、1907年には45%に急上昇した(古島(1958), 332頁)。明治維新後における地主制の急速な拡大は、翻って、自作小農の所有権特定を17世紀後半に終え、彼らが調達する農地担保金融にともなう地主制拡大の抑制が喫緊の課題と認識された18世紀半ばの徳川吉宗(在位1716(享保元)年-1745(延享2年)政権以降の農地立法が、地主制拡大の抑制に効果をもった可能性を示唆している。

本稿は、農地質入金融契約に関わる訴訟において担保権を執行(流地)することによって農業金融を維持する一方、それにとまなう過大な土地集積が進まないように農地立法が設計された、吉宗政権期における立法政策に注目する。特に、質入金融の債権者が年貢(土地税)および諸役(雑税)を収めることを求めた(半)頼納禁しが、地主制の地理的拡大を抑制した可能性を考察する。

本論に入る前に、近世期土地法の基本的な事項を整理しておこう。直系小農家族の所有権を特定し、年貢高とともに検地帳に登録する検地事業は、幕府領においては1660-70年代の寛文延宝検地によって完了した。検地事業後の土地所有権の移転は、名主(庄屋)が作成する名寄帳に記載された。幕府諸藩の行政機構の最末端は、本百姓のなかから村の首長として任命される名主(庄屋)であり、彼らが検地帳および名寄帳を保存し、年貢と諸役(雑税)を徴収する責任を負う村請制が採られていた。名主(庄屋)は公証役場機能を持ち、土地担保金融契約や土地所有権の譲渡に関わる契約には名主(庄屋)の署名捺印(奥書)を必要とした(渡辺(2002))。

名主(庄屋)は第一審裁判所機能を持ち、民事訴訟の裁定はまず名主(庄屋)によって下される。当事者がそれを不服とする場合には、当該村を

管轄する代官に控訴した。代官が判断に窮する事案については、幕府領の場合、江戸城内の評定所に送付された。評定所は寺社奉行、町奉行、勘定奉行によって構成される幕府事務部の最高意思決定機関であり、幕府司法機構上は最終審であった。判例の調査には書記官(評定所留役¹⁾)が当たり、評決は三奉行の全会一致(評定所一座)によって下された。評定所は立法にあたり将軍を補弼する法制局機能も担った。

近世においても現代においても、自らの権利を守ったり、取引相手との間において結んだ約束(債務)を履行させたりするための方法は二つある。ひとつは、第三者(国家)の執行力に期待するもので、所有権を侵害する者を実力によって排除し、また、債務を実力によって執行する国家権力を頼って権利を守り、取引を成り立たせる。もうひとつは、国家ではなく、当事者間の長期的な関係性に依拠し、現在の不正が将来の取引機会を奪う可能性によって不正を抑止しようとするものである。当事者間の関係性に依拠する約束の意味を込めて、関係的契約(relational contract)と呼ばれる(伊藤(2010))。

幕府法の特徴、とりわけ吉宗政権期以降における特徴のひとつは、国家権力によって債権を保護する事案と関係的契約に委ねられるべき事案とを、本公事と金公事として厳格に分類したことにある。そして、そのことが、吉宗政権期以降における規制を特徴付けることになる。すなわち、政策的に抑制すべき取引を積極的に取り締まることによってではなく、その取引を本公事としての保護から除外し、幕府権力の執行による保護を与えないことによって市場に影響を及ぼす政策手段が、経済規制に加わることになる。この効果が本稿の考察の要点となる。

1660-70年代の寛文延宝検地によって、耕作に従事する小農の所有権が検地帳への記載として確立されると、まさにこのことが、自作農の自由な土地処分権を前提とする質入金融の急速な拡大と、債務不履行に際して、所有者が担保権実行(流地)に抵抗し、あるいは担保権が実行されて既に所有権が移転された土地の旧所有者が、その返還(請戻)を求める緊張関係をもちやすくなる。この緊張が表出した時期が、本

稿が取り扱う享保期(1716-1736年)以降である(白川部(2012), 3-40, 75-110頁)。以後、幕末に至るまで、質地の請戻に関わる紛争は農村部に頻発し、請戻が実行される例は全国各地に広く観察される。請戻の実行が、土地集積を抑制し、明治維新時点において30%以下という低小作地比率を実現した要因のひとつであることは間違いない。

幕府領においては、1680-90年代の元禄検地以後、本格的な検地は行われなくなるので、検地後の所有権移転の実態を反映する土地登記台帳は、村側が作成する名寄帳になる。白川部(1994, 2012)は、寛文延宝検地によって農地の自由な処分権(残余コントロール権)を得た小農が、在地における土地取引の制度を形成する過程において、質地請戻の法理が形成されたと主張する(白川部(1994), 40頁, 白川部(2012), 3-40頁)。同時に、請戻慣行の展開に際し、一般的な傾向として、債権者(質取主)側が、幕府ないし藩の担保権執行(流地)法を根拠として請戻請求に対抗することは少なかったこと(白川部(1994), 42-43頁)、幕府法そのものに質地請戻の法理と債権保護の両立を図る進化が見られたことも指摘する(白川部(2012), 271-273頁)。法と経済の文脈において解釈するならば、白川部(1994, 2012)は、「法の影」(Stevenson and Wolfers(2006), Nakabayashi(2018))が在地の当事者間における^{あいつう}相対の交渉による請戻に影響を及ぼした可能性、さらには、法と関係的契約の補完性(伊藤(2010))を展望していることになろう。実際、在地の質地契約の形態は幕府法令の展開に対応して変化しており(山田(1995); 松永(2004), 431-514頁)、均衡経路上において代官に出訴することがなかったとしても、当事者間の契約は、一方当事者が代官に出訴した場合を織り込んで結ばれていたと考えられる。

自作小農の利益をはかることを目的として、吉宗政権は1722(享保7)年、幕府司法機関による担保権の執行を停止する流地禁令を施行したが、金融逼迫によって逆に小農経営を困難に追い込む結果となった。それ以後、幕府司法官僚が、債権保護を原則とし、小農に対する土地担

保金融を機能させつつ、同時に、過大な土地集積を抑制する規制を志向したとすれば、そのために使いえた道具は何か。本稿は、そのひとつとして、頼納ないし半頼納規制を取り上げる。頼納とは、土地の所有者ないし質権者が年貢諸役を負担せずに耕作者に負担させている状態、半頼納とは年貢または諸役を負担せずに耕作者に負担させている状態であり、1687(貞享4)年以来、違法である。元来は、土地にかかる公租公課の負担者と土地の所有者を一致させるための政策であったが、やがて、頼納および半頼納状態にある質地契約について、頼納ないし半頼納が違法であることを根拠として担保権執行請求訴訟を受け付けない判例が確立される(小早川(1988), 546頁)。見城(2000)は、それを、頼納規制が流地抑制策に転用されたものと示唆している(見城(2000), 448-449頁)。

従来の享保農地法の研究を依然として代表する大石(1968, 1975)は、もっぱら、1722(享保7)年流地禁令の公布以前、公布と、廃止直後の立法政策を考察し、その後の判例の展開に関する分析を欠いている。そのことにより、享保農地法が担保権執行を回復したことのみが強調され、債権保護と小農自立の両立を図ろうとした享保以後の判例展開の意義が見失われることになった(白川部(2012), 273頁)。

幕府法令の変化と判例の蓄積に対応した在地側における質地証文の変化については山田(1995)や松永(2004)を得ているが、幕府法そのものの変化については、白川部(1994, 2012)や見城(2000)の示唆が参照点を与えているにとどまるのである。それらの参照点をつなぐ幕府法の展開を検証し、その作業から得られる仮説を、質地請戻の事例に則して検証することが本稿の作業となる。

以下、第2節は幕府司法による債権執行の対象となる本公事と、当事者間の関係的契約による債権実行に委ねられる金公事の区別を概観する。第3節は農地質入契約の担保権執行法令の形成を整理し、それが地主制の拡大に及ぼさうる経路を考察する。第4節は、享保元文農地法における半頼納規制と、旧所有者による質流れ^{うけかえし}地の請戻(請返)との関わりを検討する。第5

節は享保元文農地法との比較において1873年地所質入書入規則の意義を検討する。第6節は、以上の分析を踏まえ、享保元文農地法が持つ長期的な含意を検討する。

2. 債権執行の範囲

2.1 本公事と金公事

18世紀半ば以降、幕府領に施行される幕府法における民事紛争は、幕府司法機関(農村部ならば代官、都市部ならば町奉行)が訴訟を受理し、判決(裁許)を下し、債権を執行する本公事と、幕府司法機関は必要に応じて債権の存在を確認するものの、執行請求訴訟を受理せず、解決を当事者間(相対)の合意に委ねる金公事とに分かれていた。

本公事と金公事の事例を列挙してその区別を示したのは1767(明和4)年5月25日評定所一座評決である。本公事に分類されているのは、農地質入(「質地」)契約、住宅質入(「家質」)契約、小作契約に定めた小作料の延滞(「小作滞」)、賃金(「給銀」,「給金」)、居住用住宅の家賃(「家賃」)、住宅売買契約(「家蔵等売渡金」)に関わる訴訟等であった。金公事に分類されているのは、無担保金銭貸借契約(「貸金」,「貸銀」)や売掛金、買掛金(「売掛」)、店舗家賃(「店賃金」)に関わる訴訟のほか、不動産抵当金融契約(「書入」)に関わる訴訟であった(神保(1993), 524頁)。

つまり、不動産担保金銭貸借契約が、幕府法において質地契約と分類されるならば、その契約の定める担保権は幕府司法機関によって執行(foreclose)される。すなわち、債務不履行にともなう所有権の移転を幕府権力が保障する。しかし、書入契約と分類されるならば、幕府司法機関は担保権を執行せず、担保権の実行(repossess)による所有権移転の有無は、相対、すなわち、両当事者間の合意に委ねられた。

2.2 「相対」の法理

吉宗政権期以前においても、判例上、本公事と金公事に相当する区別は形成されつつあったが、境界は必ずしも明確ではなく、18世紀初めまでは揺れ動いていた。たとえば、17世紀

半ば、幕府司法が積極化した一時期があった。無担保金銭貸借契約等、後に金公事として、町奉行や代官が訴訟を受理せず、相対の示談に委ねられることになる事案についても、町奉行が積極的に訴訟を受理し、判決を下したのである(牧原(2017), 120頁)。しかし、こうした積極的な訴訟受理は町奉行事務の繁忙を招いたことから、町奉行の要請によって、1661(寛文元)、1685(貞享2)、1702(元禄15)年に、江戸において、過去の売掛債権、買掛債権、無担保金銭貸借契約等に係る訴訟の受理を停止し、示談を奨励する相対済令が発令された。これらは、既存の契約に係る訴訟の受理を停止するものであった。

吉宗政権においても、1719(享保4)年9月、評定所一座は、無担保金銭貸借や買掛債権にかかる訴訟(金公事)が町奉行所および評定所において増加している状況に対して²⁾、それらを「畢竟相対之事」であるとして、過去の契約に係る紛争を相対にて示談させることを上申した。これに対して、吉宗が下した判断に基づいて1719(享保4)年11月に公布施行された法令は、「人々相対之事」である無担保金銭貸借契約訴訟や買掛債権訴訟を扱うことは「評定之本旨」に外れるとし、それらの契約に係る訴訟を将来にわたって(「自今」)、受理しないとするものであった(大平(2013), 95-131頁; 牧原(2017), 121頁。御触書寛保集成(1934), 2576: 1202頁)。

この法令は無担保金銭貸借契約による債権や買掛債権の不存在を確認するものではない。1720(享保5)年2月には、そのような主張が不法であることを確認する法令も施行され(御触書寛保集成(1934), 2577: 1203頁)、合わせて、そうした債務者の不法行為を申し立てる訴状に対して、町奉行は、町奉行所への出頭を命じて債権の存在を確認する旨の裏書を与えた(大平(2013), 119-121頁)。適法であるが幕府司法が履行を強制しない債務の履行がいかに担保されるのか。吉宗の認識は明快であった。判例上、店舗家賃(「店賃」)支払請求訴訟は「相対之筋」には分類されてはおらず、町奉行所によって受理されてきたことを上申する大岡忠相に対して、

吉宗は、店舗家賃債務の不履行が将来の契約機会を奪うことを両当事者は明確に認識しているはずであるから、町奉行所における訴訟の受理(「取上」)には及ばないと指示し、1719(享保4)年相対済令の適用対象とした³⁾。将来の利得を考慮して履行履行を決める、当事者間の関係的契約によって支えられるべきと判断したのである。

こうして、1719年相対済令以降、契約は、適法であるが関係的契約による履行されるべき事案である金公事と、適法でありかつ幕府司法が履行を強制すべき事案である本公事とに峻別されることになった。そして、前者を指す「相対之事」、「相対之筋」は、単に当事者間の合意に属する事案であることを意味するにとどまらず、幕府司法の強制に頼ることなく関係的契約によって履行されるべき範疇であることを示す法律用語となる。

2.3 1718(享保3)年質地請戻期限法

自作小農が土地所有権を得ることによる最大の便益のひとつは、安全な資産である土地を担保に低利資金を調達することにある(白川部(2012), 13-40頁)。債務不履行の場合における幕府司法による担保権執行(流地)が期待されるならば、これは債権者にとっての質地契約リスクを引き下げ、したがって貸付利子率を引き下げ、債務者農民の利益となる。一方、担保権執行そのものは土地集積を促す面があり、債務者の経営が持続可能であれば、旧債務者による買い戻し(「請戻」、「受戻」、「請返」)を保護することは幕府政策にかなう。この二律背反の間の平衡を図ることは、17世紀後半における小農の土地所有権確立以来、幕府司法の重要な課題となった。

1666(寛文6)年関東御料所下知状には、田畑質入契約における名主の公証が定められた⁴⁾。幕府司法が債権の存在を確認するための適法な質地契約の要件が定められたことは、債権者保護を強め、したがって利子率を引き下げて小農の便益を向上させたであろう。しかし、1666(寛文6)年下知状の質地契約公証規定は、田畑

所有権の移転、すなわち流地を幕府が執行することを保障しているのか否かは、定かではない。

1694(元禄7)年御料御代官所名主・五人組定書は、田畑質入契約の条項を田畑永代売買禁止の条項から分離独立させ、適法な質地契約の要件をより詳細に定め、特に契約期間を最長10年と定めた。同時に、永代売買禁止条項は、質地契約に「永代」の文言を入れてはならないことを規定しており、債務不履行の場合にも、将来にわたって請戻請求のできない担保権執行は行わない、言い換えれば、事案によっては請戻を認める規定と解釈すべきであろう⁵⁾。

旧債務者が起こす請戻請求訴訟を幕府司法機関が受理し、請戻を執行することも実際に行われていた。しかし、18世紀初めまでは請戻請求訴訟期限の明確な規定がなく、判例が揺れていたようである。そのため、1718(享保3)年8月、評定所は次の法令を評決した。

史料 1⁶⁾

- 一 質田畑、屋敷并山林等、拾ヶ年より五ヶ年迄の年季ニ候ハ、年季明ヶ五ヶ年之内訴出候義ハ可致裁許、式年、三年之年季ニ候ハ、年季明ヶ三ヶ年之内訴出候ハ、可致裁許候、勿論右年数過候ハ、取上申間敷事
 - 一 証文ニ年季之限り無之、金子有合次第可請取旨有之質地ハ、其証文之年号より拾ヶ年之内訴出候ハ、可致裁許候、拾ヶ年過候ハ、取上申間敷事
 - 一 質地之年季ハ拾ヶ年を限り、其余之長年季ハ取上申間敷事
- 附、質地証文ニ名主加判無之分ハ取上申間敷候、置主名主ニ候ハ、相名主歟又ハ組頭、年寄加判無之候ハ、是又取上申間敷事

すなわち、一つ書1条、5年以上10年以内を期間とする質地契約の場合、返済期限後5年以内、2年以上3年以内を期間とする場合には返済期限後3年以内であれば、請戻請求訴訟を受理し、判決を下すが、その期間を過ぎた場合には訴訟を受理しない、同2条、契約書に期間が

記入されておらず、返済次第、質地を返還する旨が記入されている場合には、その契約書の日付から10年以内の請戻請求訴訟を受理し、判決を下すが、その期間を過ぎた場合には訴訟を受理しない、同3条、質地契約は10年間を最長とし、それよりも長い契約に関わる訴訟は受理しない、同3条附則、名主の加判がない契約に関わる訴訟は受理しない、というものである。担保権執行(流地)のための手続きは定めていない。すなわち、この法令の目的は、元の質地契約の期限(年季)までに返済できなかった債務者が、契約期間後に元金を返済することにより、担保権が実行された質地を買い戻す(請け戻す)手続の執行を請求する訴訟を提起した際に、幕府司法機関がこれを受理するための基準を定めることにあった。

2.4 1719(享保4)年^{あいたいすまし}相対^{しゅち}済令の質地契約適用と1722(享保7)年^{あいたいすまし}流地禁令

一方、吉宗政権は相対済令の検討も進めていた。1719(享保4)年9月、評定所一座が吉宗に上申した相対済令案は、判例に従い、無担保金銭貸借契約と買掛債権に係る訴訟を「相対^の之事」として相対済令の適用範囲とする一方、不動産担保および動産担保付き金銭貸借契約、すなわち、「家質田畑質総て質金銀之事」は、本質的に相対で処理すべき事案ではない(「相対之筋^{すじ}トハ分ケモ違^{ちが}候^う」)として、適用範囲としないことを上申した(神保(1993), 535頁)。それが大岡忠相を始め評定所一座の判例理解であり、また、過去の相対済令においても、家質田畑質は適用範囲外として、それらに関わる訴訟は受理されてきた(神保(1993), 539頁)。

ところが、1719(享保4)年相対済令公布施行を承けて、1720(享保5)年評定所一座が評決した評定所不受理事案(「評定所取^{とり}扱^{あつか}無^な之^の類^{るい}」)の範囲には、田畑質入とその担保権執行に関わる訴訟(「質田并^{しちでん}流^{りゅう}田畑出入^{でんぱつでんぱつ}」)や小作契約に係る小作料延滞訴訟(「小作金出入^{せうさくきんしゅち}」)が含まれていた。さらに、ここに列挙されてはいないものの、1719(享保4)年11月の相対済令施行直後には、住宅質入(「家質」)契約に関わる訴訟も、相対済令の適用を受けて不受理とされている。

すなわち、吉宗は、大岡ら事務方の上申を押し切り、判例上、「相対之筋」に分類されてはこなかった不動産質入契約および小作契約に関わる訴訟を相対済令の適用対象に含める判例変更を指示し、評定所はそれに従った指針を作成したものである(大平(2013), 112-113頁)。

その運用実態を示す判例は残されていないが、吉宗政権の債務者優遇政策が農業金融市場に影響を及ぼしていることは認識されていた。武蔵国川崎宿の名主であった田中^{なぬし}丘隅^{きゅうぐ}が1721年に脱稿し、1722年には吉宗の上覧にも供せられた田中(1721[1996])は、この法令(「命令」)が町人による農地担保金融を妨げており、法令が緩和され、町人資金が農業に投資されれば厚生が改善されるであろうこと、このような法令は農民に盗みを教える等しいこと、しかも金融の混乱を通じて実は貧困層を苦しめることを指摘し、その現実を幕府当局が理解していないことは嘆かわしいと述べている(田中(1721[1996]), 456-457頁)。

しかし、幕府は、1722(享保7)年にさらに大きな判例変更を行う。質地契約の担保権の執行を停止し、さらに、過去5年間遡り、1717(享保2)年以降に担保権が執行された土地については元地主(債務者)の元金支払いによる買い戻し(請戻)を執行しようとしたのである。1721(享保6)年12月に評決され、翌1722(享保4)年4月に公布施行された流地禁令である(大石(1975), 122-123頁)。その立法者意思は以下のように説明されている。

史料2⁷⁾

惣て百姓、質^{しちでん}田地^{ちねん}年季^き明^あけ已^い後^ご金子^{きんす}方^{すみかた}相^{あい}滞^{とど}候^{おり}儀^{そうろう}、訴^う出^う候^う得^たは、只^{ただ}今^{いま}迄^{まで}ハ金^{きん}高^{こう}ニより、五^ご六^{ろく}十^{じゅう}日^{にち}七^{しち}八^{はち}十^{じゅう}日^{にち}之^の日^ひ切^{きり}申^{もうし}付^{つけ}候^うて、一度^{いちど}之^の日^ひ切^{きり}ニ不^ふ相^{さう}済^じ候^う得^たは、流^{りゅう}地^ちに申^{もうし}付^{つけ}、日^ひ延^{のち}ニは不^ふ申^{もうし}付^{つけ}候^う、是^{こゝ}ハ江^え戸^い町^{ちやう}方^{ほう}ニて質^{しちでん}入^{にり}屋^い敷^{しき}之^の取^と扱^{あつか}之^の格^{かく}ニ相^{あい}准^{じゅん}シ、日^ひ延^{のち}ニ不^ふ為^な致^{いた}候^さ、然^{しか}れども共^{とも}地^ち方^{ほう}之^の儀^ぎ、如^{ごと}此^こ申^{もうし}付^{つけ}候^う得^たは、分^{ぶん}限^{げん}宜^{よろ}キものハ質^{しちでん}流^{りゅう}之^の田^{でん}地^ち大^{だい}分^{ぶん}取^と集^{しゅう}、又^{また}は田^{でん}地^ち連^{れん}々^{れん}町^{ちやう}人^{にん}等^ら之^の手^てニ入^い候^{こう}様^{やう}ニ成^{なり}候^う、田^{でん}地^ち永^{えい}代^{だい}売^{ばい}御^ご禁^{きん}制^{せい}ニて候^{こう}処^{ところ}、おのつから百^{ひゃく}姓^{せい}田^{でん}地^ちニ離^{はな}候^{こう}事^{こと}ハ、永^{えい}代^{だい}売^{ばい}同^{どう}然^{ぜん}之^の儀^ぎニ候^{こう}

質地契約の担保権執行(流地)^{りゅうち}は、売買が自由な江戸町人地に準じた取り扱いであったが、その結果、富農が流地を集積し、あるいは都市の商人が農地を入手し、田畑永代売買禁止令が避けようとした状況を現出している。以後、担保権の執行は行わないよう、現在の質地契約は契約を書き直し、何年経っても元金の返済によって債務者へ返すべきこと、過去についても、1717(享保2)年以降の流地については、元金返済によって元の所有者へ返すべきことを定めた。

しかし、この法令に基づく幕府司法による請戻の執行は翌1723(享保8)年8月に停止された。

史料3⁸⁾

質地之類、流地に不成裁判有之候処、右之通にても質地請返シ候事も成兼、却て迷惑致候者有之、金銀之借し借りも手支候由相聞え候ニ付、当卯[1723(享保8)年]九月より丑[1721(享保6)]年以前之通取捌有之筈ニ候事

[中略]

当卯[1723(享保8)年]八月中迄、奉行所又は私領[大名領および旗本領]にても、質地年賦に請戻し候裁判申付、証文改置候分、いよいよそのあいこるえべくしかれどもこのうえあいたいもって彌其通に可相心得候、然共此上相對を以質流しに致候共、勝手次第之事

すなわち、流地禁令によって質地請戻の執行を求める訴訟が可能になったものの、実際には質地請戻の元金を用意できないことが多い一方、流地禁令によって質地契約による金融が逼迫し、かえって農民の利益を損ねていることが停止の理由である。ただし、既に請戻の判決が下されている場合にはそれに従うべきことと、示談(相對)によって担保権が実行された事案については当事者に委ねることも確認された。

3. 担保権執行法の展開

3.1 質地契約の担保権執行の回復と

関連法令の整備

1722(享保7)年流地禁令を廃止したことに対応して、評定所において担保権執行法の再整備が進められた。まず、1718(享保3)年質地請戻期限法(史料1)において定められた、担保権執

行請求訴訟受理の条件のひとつである名主の公証が再度、確認されたほか(1723年(享保8)年9月3日評定所一座評決; 萬代・中林(2017), 153頁), 質地契約期限までに元金が返済されなかった場合に代官が設定する新しい返済期限を定めた(1723年(享保8)年10月2日評定所一座評決; 萬代・中林(2017), 153頁)⁹⁾。すなわち、流地禁令を廃止したのみならず、適法な質地契約が1719(享保4)年相對濟令の対象とはならず、1767(明和4)年評定所一座評決に確認されている通り、幕府司法機関による訴訟の受理と執行の対象となる本公事に含まれることが確定した。流地禁令が債権保護を弱めすぎたがゆえに信用収縮をもたらし、それが自作小農に対する金融逼迫を招き、自作小農の利益を損ねたことが流地禁令廃止の理由であるから(史料3), 質地契約の担保権執行を回復したことは、自作小農に対する金融円滑化のために妥当であった。

一方、担保権執行に当たり、債務者である自作小農の権利を明確にする手続き上の厳格化が図られた。すなわち、担保権執行訴訟を受理する条件として、債権者と債務者との間に直小作契約が結ばれており、かつ、頼納状態にないことが求められた。直小作契約とは、質地契約の債務者が質地を債権者に預けた上で、債権者から借り受けて小作する態様の契約で、債務者が所有地である担保地を排他的に用益する実態を維持しながら、担保地の年貢諸役を債権者に負担させることにより、債権者が担保地を質物として占有している形式を整えるものである。質地契約を結び、名主の公証を経た場合、年貢諸役負担は、質地の所有者である債務者から債権者に移される。名主はこの時点においては名寄帳の所有者名は書き換えないが、名寄帳に債権者の名を記した付箋を添付するなどによって、年貢負担者が債権者に移ったことを示す文書とする(神谷(2000), 159-175頁)。このことによって、法令上、債権者が担保地を占有していると見なされる。そして、債権者が質地の年貢諸役を負担していない場合には、年貢諸役を負担すべき者が負担していない頼納状態にあるとして、担保権執行訴訟を受理しないことが定めら

れた(1723(享保 8)年 9 月 3 日評定所一座評決；
萬代・中林(2017)，154 頁)。

流地禁令廃止以後の担保権執行関連法は、評
定所一座の評決および判例法として整備される
のみならず、1737(元文 2)年、触書として関東
および伊豆に公布された。

史料 4¹⁰⁾

- 一 名主加判無之質地証文之事、
- 一 名主置候質地ハ相名主又ハ組頭等
之役人加判無之証文之事、
- 一 十年季を越シ候質地証文之事
右三ヶ条之儀并 田畑永代売買又は
地主〔債務者〕より年貢諸役を勤、金
主〔債権者〕ハ年貢諸役を不動質地
之類ハ、前々より御停止ニて、村
方五人組帳書記有之処、右之通
之不埒証文を以 訴 出候も有之候、
自今五人組帳名主、庄屋等大小之
百姓え度々為読聞、不致忘却様
可 仕 候、
- 一 享保元〔1716〕申年以來年季明候質地ハ、
自今年季明十ヶ年過 訴 出候ハ、
取上無之事
- 一 金子有合次第可請返旨証文ニ有之質
地ハ、質入之年より十ヶ年過訴出候
ハ、取上無之事、

右二ヶ条、自今十ヶ年之内訴出候
ハ、取上、裁断有之候、右年数過
候分ハ、取上無之事
右之通 村々ニて可相心得者也、

一つ書 4 条および 5 条は、1718(享保 3)年法
(史料 1)の定めた質地返還請求訴訟受理期限を
緩和、簡素化し、期限を定めた契約は期限後
10 年、定めない契約は契約後 10 年としたもの
である。

一つ書 3 条附則は頼納を禁じている。質地契
約の債権者(「金主」，「質取主」)が年貢諸役を収
めず、債務者(「地主」，「質置主」)が年貢諸役を
収める頼納は、1687(貞享 4)年以來、田畑永代
売買と並ぶ違法行為として禁止されてきた¹¹⁾。
典型的には、質地契約に付帯させて直小作契約

を結んだものの、年貢諸役の全部を債務者が負
担している場合(頼納)，あるいは年貢または諸
役を負担している場合(半頼納)が該当するほか、
質地を第三者に小作させ、あるいは債権者が用
益していながら年貢諸役の一步または全部を納
めていない場合も該当する。

頼納禁止の対象となる「諸役」には、小物成
だけでなく、次の 1739(元文 4)年法に明示され
るように、交通基盤維持のために街道沿いの諸
村に賦課される宿役、伝馬役、助郷役等のあ
らゆる雑税が含まれた。

史料 5¹²⁾

- 一 田畑屋敷質地に入、右田畑屋敷に付
候 年貢は勿論、御伝馬役等田畑屋敷
質に入候節、御伝馬人足役其外宿場
役の儀借主〔債務者〕方にて相勤、宿
役差支候類も有之不埒の事に候、此
以後質地入候はゞ、御伝馬人足役、
其外諸色宿場役の儀、金主〔債権者〕方
にて相勤、宿役不 滞 様可相心得も
の也

伝馬役等の負担を債権者が十分に果たさず、宿
役の納付が滞る実態があり、これを禁じたもの
である。法令の後段は特に重要である。伝馬役
が遅滞なく納付されることまでが債権者の責任
に属し、これを満たさない契約は頼納を構成す
ることになる。すなわち、債務者側が伝馬役や
人足役等、宿役に関わる頼納を主張するに当た
り、挙証責任を負うのは、それらの役の負担に
支障(「差支」)が生じ、延滞(「滞」)の懸念があ
る事実に限られる。

年貢諸役的全額を、質地契約の債務者や、担
保権実行(流地)後に所有権を失って小作人とな
った旧所有者が負担する頼納について、評定所
一座は 1744(延享元)年に次のように評決した。

史料 6¹³⁾

- 一 質に取候者作取にして、質置主年
貢諸役勤候分
質置主 過料
質ニ取候もの 地面取上 過料
加判之名主 役儀取上

証人 叱

すなわち、質地の年貢諸役を債務者が納付している場合には、債務者は過料、債権者は地所没収に加えて過料、契約書に加判した名主は罷免と評決している。この原則は以後も維持されている¹⁴⁾。

年貢を債権者が納め、諸役を債務者が納めること、あるいは諸役のみを債権者が納め、年貢を債務者が納め、諸役を債権者が納めることは半頼納と呼ばれる。また、質地の一部を債務者に直小作させ、質地に賦課される年貢諸役を全て納めさせることを残地と呼ぶ¹⁵⁾。これらも違法であるが、行政罰は軽かった。1741(寛保元)年には、従来の判例(「従前々之例」)の確認として、

史料 7¹⁶⁾

同〔従前々之例〕

一 質地之年貢計金主〔債権者〕より差出、
諸役は地主〔債務者〕相動候証文
年季之内ニ候ハ、定法之通証
文仕直させ、
質置主 叱
質取主 かりよう
過料
加判之名主 過料
但、年季明ニ候ハ、地面可爲請戻、
年季明二ヶ月過候ハ、定法之通
流地申付、両様共ニ本文之通咎
可申付事

同

一 質入之地面を半分直小作いたし、質地
之高不残年貢諸役共地主より相納候
証文、

右同断

但、右同断、

すなわち、半頼納もしくは残地の状態にある質地契約に関わる訴訟が提起された場合について、債務者を譴責(叱)、債権者と契約書に加判した名主を過料に処すること、質地は契約期限後に債務者に返還させること、ただし、契約期限から2ヶ月以上が経過している場合には担保権を

執行することを確認している。1744(延享元)年にも評定所は重ねてこれを評決し、これは公事方御定書に収録されている¹⁷⁾。

3.2 なぜ半頼納契約が選ばれるのか

幕府が頼納および半頼納を禁じたのは、本来、農地に賦課される租税の負担と農地の所有権を一致させるためであった。たとえば、越後国魚沼郡および頸城郡においては、流地禁令前後から頼納ないし半頼納状態を含む質地契約は結ばれなくなる(松永(2004), 431-514 頁)。質地契約の債権、そして担保権が実行された後の所有権の保護を受けるにはそれが安全である。にもかかわらず、質地契約の債権者がこれに違反する理由は何であるか。それを知るには、田中(1721[1996])の観察が示唆的である。田中(1721[1996])によれば、他村に田畑を所有した場合、小作人と名主らが結託して様々な村役をかけ、また年貢諸役に足りないとして主張するために収穫を偽るので、同じ百姓同士でも他村農地の経営は難しく、まして町人や浪人が利益を上げことはほぼ不可能であるとする(田中(1721[1996]), 456-457 頁)。所有者や債権者が村外に居住しており、各年の作柄や、事後的な村約負担が立証可能ではない場合、それらを偽るモラル・ハザードが発生することを的確に指摘している。

そのような債務者ないし小作人による、事後的な村役追加や、収穫の秘匿といったモラル・ハザードによる損失を避けるには、諸役負担を債務者が負担することを契約するか、債権者による年貢諸役負担分を事前に定額で契約書に書き込むことが有効である。しかし、前者の場合は自ずと半頼納状態を構成し、また、後者の場合も、年貢諸役の実費が債権者からの支払いを超えれば半頼納状態となる。

契約書に「頼納」、「半頼納」と書けば、直ちに違法契約と見なされるので、半頼納状態を構成する契約書においても、「半頼納」の文言は使用されない。下に検討する史料 12 のように年貢諸役負担の「助合」等の表現が使われたり、あるいは「越石」という表現が使われたりする。越石とは、元来は、武士に知行地として

村を宛がうにあたり、当該武士が幕府や大名から給与として与えられる禄高と、知行する村の石高に端数、たとえば数石のずれが生じた場合、端数を村間で付け替える取り扱いである。たとえば、禄高 200 石に対して知行村高が 198 石であれば、隣村から 2 石分が付け足される。この場合、他村に付け替えられた端数である 2 石の石高には年貢が賦課されるが諸役は賦課されない(大石(1794[1969]), 204-205 頁)。すなわち、武士の主従関係内部の取り扱いを示す語であるが、半頼納の非合法的な表現としても使う。それゆえ、他村の債権者との質地契約の担保権実行(流地)によって所有権が他村ないし他領主統治の百姓に移転された場合、これをしばしば越石と呼んだ(落合(2006), 125 頁)。

3.3 半頼納に対する二つの処分

そもそも、幕府領において、代官とその属僚は 1 万石当たり 1 名弱しか配属されていない。しかも、代官の最重要公務は、第一審である名主の裁定を不服として提訴された裁判を取り扱う控訴審であるから、代官と属僚の多くは江戸に勤務している(西沢(1998), 51 頁)。つまり、平時の農村において農民を監視する武士はほとんど配属されておらず、幕府代官が積極的に田畑永代売買や頼納、半頼納を摘発することは不可能である。代官が頼納、半頼納の状態を知る時があるとすれば、当事者が名主の裁定を不服として訴え出る場合であり、当事者が訴え出なければ、その事実を幕府代官が確認することはない。

それゆえ、頼納規制の運用には二通りがある。ひとつは、違法な契約であることを理由として訴訟を取り上げず、「あいたい相対」の示談に委ねるべき事案として処理し、したがって、頼納や半頼納の事実認定も行わないものである。もうひとつは、当事者があくまでも担保権執行ないし所有権の確認を求めて「相対」の示談に応じない場合で、担保権執行ないし所有権の確認について判決を下すとともに、頼納ないし半頼納の事実があれば、これを処罰するものである。

前者の早い事例としては、ざんち残地について、1713(正徳 3)年、評定所は江戸近在農村の寺を

債務者とする、残地状態を含む質地契約の直小作料支払請求訴訟において、らいのうの残地証文であることを理由として訴訟不受理(「不取上」)と評決している。また、1723(享保 8)年には、江戸在住町人を債権者、江戸近在農村の農民を債務者とする、残地状態を含む質地契約の担保権執行請求訴訟について、これなき残地であることを理由に訴訟不受理(「取上無之」)と評決している¹⁸⁾。

頼納についても、1743(寛保 3)年、頼納状態を含む質地契約については担保権執行の要件を満たしていない違法な契約(「ふちしょうもん不埒証文」)として受理せず、したがって、頼納の処分も行わない判例が報告されている。

史料 8¹⁹⁾

こらいじしよ古来地所御取上追放被仰付候処、ふ近來不らちしょうもん頼納にておとりあげこれなくあいたいのおもむきあえてらい埒証文ニ而御取上無之、相対之趣、敢而頼納之御吟味無之候

そして、1782(天明 2)年、半頼納を含む質地契約を金公事として処理することを明確にした取り扱いが定められた。

史料 9²⁰⁾

はんらいのう右〔半頼納以下不埒証文之質地〕ハ、質地金を借金ニ准し、じゅうんじ直ニ済方申付候筋ハ、すみかたもうしつけそうろうすじ無之、地面ハ地主〔債務者〕方江為返、質地証文ハ取上、質地金ハ借金証文ニ為直可申候、そのうえ其上ニ而貸金証文を以、てかしん金主〔債権者〕訴出候ハ、でいりの通例借金出入之通可取計事

すなわち、半頼納を含む質地契約の担保権執行(「流地」)を債権者が訴えて請求した場合には、担保権は執行せず、違法な契約として質地契約書を没収し、質地は債務者に返還した上で、質地金を通常の金銭貸借契約に書き直させること、その上で債権者が貸金の返済を求めて訴え出た場合には、通例の借金訴訟として扱うべきことを定めた。通例の借金訴訟として扱うとは、金公事として、債権の存在を確認しつつ、紛争の解決は両当事者の示談に委ねることを意味する。

これが頼納を含む質地契約の取り扱いの基本となったものと考えられ、評定所事務取扱集のひとつである「公裁録」²¹⁾は、質地・小作等部

第一項として以下のように記す。

史料 10²²⁾

一、質地出入吟味心得方之事
 質地出入 訴 出吟味 致 候 節、取捌之義、
 最初二年貢諸役何方より納候哉と相尋、
 質置主〔債務者〕より相納候由申立候ハ、
 質地証文ハ 定 法之通ニて宜〔敷〕候とも、質
 置主より年貢・諸役可相勤道理無之、法外
 ニ付、質地之吟味ハ不致、書入金と見極、質
 代金済方可申付吟味之肝要也、依て質地出
 入之訴状差出候節、年貢諸役納方相糺、質
 置主より相納候旨申立候ハ、直ニ書入金
 と心得、金公事之積を以、公事銘〔事件の分
 類〕書入金歟、貸金と為直可申事

すなわち、質地契約の担保権執行（「流地」）請求訴訟が債権者から提起された場合には、受理前に年貢諸役負担の所在を確認し、債務者による負担が確認された場合には質地契約としては受理せず、書入もしくは貸金契約に書き直させ、金公事として取り扱うこととなった。金公事として扱うことにより、幕府司法による担保権の執行は行われない。加えて、書入と見なされた場合、債権の確認は借入残高に対してのみ与えられ、担保権の実行（所有権の移転）に対しては与えられない。1687（貞享4）年には、田畑永代売買禁止令の適用規定として、適法な質地契約と判断される場合には担保権を執行して債権者に所有権を移転し、書入に準じると判断される場合には債権者から地所を没収すべきことが定められた²³⁾。この措置はこの後、19世紀前半までに、書入契約の債務不履行に際して、相対による担保権の実行（所有権の移転）は認めるが、幕府司法による担保権の執行は行わない判例へと発展する。

史料 11²⁴⁾

一、書入田畑年季を限り、地所、字、反別水帳〔検地帳〕江符号いたし、年季明返金差滞候ハ、流地ニ可致との文言認、村役人加判有之証文ニ而も、地所引渡不申付義ニ候、〔中略〕書入等者堅証文所持いたし候而も地所引

渡ニ者不相成事ニ候

書入契約については、証文が適法であっても、債権者への所有権の移転を幕府司法として確認することはないという。

違法な質地契約を書入契約として見なし、訴訟を受理しない場合、幕府はその担保権を執行しない。その場合、担保権実行に合わせて所有権移転の手続き、すなわち、検地帳（水帳）や名寄帳の書き換えがなされず、土地用益の実態と土地台帳とが乖離した頼納状態が生じうる²⁵⁾。それが書入契約による担保権実行を認めない理由と考えられる。書入契約当事者間の相対によって債権者への所有権の移転に合意し、それが届け出られた場合については、評定所留役の間にも、これを、田畑永代売買に準じて禁止すべきとの立場と、相対による合意と届け出があれば認めざるを得ないとの立場があったが、勘定奉行の裁定により、認めることが確認されている²⁶⁾。

18世紀前半から19世紀前半における享保元文期における農地法の展開、なかんずく質地契約における担保権執行法の展開を整理しよう。第一に、農地法に限らず、幕府司法の全体の原則として、金公事について幕府司法は債権の執行を行わない原則が確立された。第二に、半頼納禁止の対象となる諸役には、住民ないし村に対して賦課される伝馬役等のあらゆる雑税を含むことが明確にされた（史料5）。第三に、頼納ないし半頼納状態を含む質地契約は違法として、これに基づく担保権執行請求訴訟は受理せず、書入契約として処理する判例が確立された（史料10）。書入契約は金公事であるので、幕府司法は債権の存在は確認するものの、執行は行わず、債権の実行如何は両当事者の相対による示談に委ねられる。加えて、書入契約による債権確認は、金銭貸借に関わるそれであって、担保権の実行（流地）を請求する権利には及ばない。担保権の実行を求める場合には、適法な、すなわち、頼納および半頼能を含まない質地契約に切り替えることが必要である（史料9、11）。次節以降、こうした判例の蓄積が、在地における質地契約にかかる紛争に及ぼした影響を検討し

よう。

4. 半頼納質地契約がもたらしうる結果

4.1 半頼納状態における相対 済 処 分

まず、年貢諸役の負担を「助 合」として、質地契約の債権者と債務者の間で取り決めた場合の担保権の取り扱いを巡り、債権者が代官に出訴した場合を見てみよう。ここでは、1852(嘉永 5)年に勘定奉行より評定所の評議に付された、武蔵国入間郡城村(幕府領・代官江川太郎左衛門預かり)百姓長吉が原告(訴訟方)として、同国同郡中里村(旗本武蔵車次郎領)名主新右衛門、百姓佐左衛門および百姓彌右衛門を被告(相手方)として提起した訴訟、「武州城村長吉相手同国中里村新右衛門難 没出入」²⁷⁾を検討する。中里村長吉は、1840 年に、中里村佐左衛門との間にその所有地(「所持之地所」)である畑 8 反 6 畝 15 歩を質地として 50 両貸し付け、同村彌右衛門との間にその所有地である畑および林 1 町 9 反 1 畝 26 歩を質地として 90 両を貸し付ける契約を結んだ。その際に、質地の年貢諸役は債務者(「地主」)佐左衛門と彌右衛門が納付すること、ただし、「助 合」として債権者(「金主」)長吉から、佐左衛門には毎年、金 2 分を、彌右衛門へは毎年、金 1 両 2 分を支払うことを取り決め、質地契約書に書き込んだ。この契約書は中里村名主新右衛門の加印を経て発効した。質地の耕作は債務者とは別の者に小作に出した(「別段小作人附置 候」)²⁸⁾。

耕作地の所有者ではない者との間に結ばれる普通小作(「名田小作」)契約を 20 年以上、継続した場合、小作の権利は、小作料の滞納が無い限り、地主の側が契約を打ち切って土地を引き上げるのでできない、すなわち期限の定めのない「永小作」権に転化する²⁹⁾。そして、遅くとも 19 世紀前半には、この永小作権付与を満たす要件は、普通小作(「名田小作」)であることにではなく、「貳拾ヶ年小作」関係にあることにあるとする判例が確立され、普通小作に限らず、質地契約に付帯する直小作契約にも適用された³⁰⁾。質地の所有者ではなく、第三者との別小作契約を結んだのは、質地契約期間が、質入主に対して永小作権を付与すべき条件を構成す

る期間に算入されることを避けたかったのであろう。

ところが、期限の 1840(天保 11)年 12 月、担保権を実行(「流地」)しようとしたところ、名主新右衛門が異議を申し立てたため(「流地ニ差障 候 儀之旨申之」)、長吉は担保権執行請求訴訟に及んだ。担保権実行(流地)手続を拒否した中里村名主新右衛門の主張は以下の通りである。

史料 12³¹⁾

相手新右衛門ハ去ル子[1840]年中[里]村内佐左衛門彌右衛門所持之畑地を同年より去ル酉[1849]年迄拾ヶ年ニ取極、訴訟方[長吉]江質地ニ相渡、年貢諸役とも地主[債務者]方ニ而相勤、為助合年々少々宛金子受取候 積、夫々約定取極、此もの[新右衛門]加判之 証文兩人より差入、金子借受候次第ハ、訴訟方[長吉]申立 候 通、無相違候得共、右畑地ハ兩人ともいづれも先祖以来所持いたし来、何分難手放候 間、別段佐左衛門ハ所持之地所中下畑八筆 合 七反六畝拾五歩、彌右衛門も同様下畑拾壹筆合九反四畝八歩、新規質地ニ相渡、年貢之儀ハ、去々戌[1850]年より来ル申[1860]年迄中拾ヶ年季ニ相定、金六拾兩宛訴訟方[長吉]より借受、右金子を以 先[原契約]の質地ハ受戻、且以来ハ年貢諸役とも金主方[債権者]ニ而相勤、尤 彌右衛門ハ先質地元金九拾兩と差引三拾兩之不足相立候 間、右之内当金拾兩相渡、貳拾兩ハ壹ヶ年金貳兩宛拾ヶ年賦ニ返済いたし度旨、訴訟方[長吉]江掛合 貫度旨 申 聞 候間、最前之質地[原契約]年季明ニハ候得共、品々掛合同も有之候間、流地之儀ハ先見 合 呉候様、訴訟方[長吉]江 申 談 置候儀ニ而、無謂及 故障候事ニハ無之旨申之

年貢諸役の名義を債務者負担とし、債権者からはその一部の金額を受け取る「助合」契約を両当事者が結び、自身も公証したのは事実であるが、質地は両債務者の先祖伝来の所有地であるから手放せない。それゆえ、佐左衛門は、別途、所有地畑 7 反 6 畝 15 歩を、彌右衛門は畑 9 反 4 畝 8 歩を質地として、長吉からそれぞれ 60

両ずつ借り入れ、佐左衛門はこの金をもって1840年の契約の質地を請け戻し、彌右衛門は60両に現金10両を加えた上で残20両を10年払いとして1840年の原契約の質地を請け戻すことを希望し、名主新右衛門に長吉との交渉を依頼した。その交渉の間、担保権の実行を見合わせたに過ぎず、非合理的な異議を申し立てた事実はない、と言う。

債務者側の主張において特に興味深い点は、年貢諸役負担の「助合」、すなわち半頼納の取り扱いである。この「助合」が、債権者と債務者の^{あいだい}相対で定められた以上、仮に、債権者長吉が幕府司法機関に担保権執行請求訴訟を起こすことなく、相対にて借り換えによる請戻に応じていれば、半頼納が幕府司法機関の審理の対象となることもなかったであろう(史料8)。しかし、今、長吉が担保権執行請求訴訟に及んだことにもない、原契約が半頼納状態(「助合」)を含むことを示唆すると共に、原契約の元金を、年貢諸役共に全額を債権者が負担する適法な質地契約によって借り換えることを提案している。幕府法の建て付けを知悉した上での訴訟戦略と言えよう。

果たして、評定所評決の主文は以下の通りである。

史料 13³²⁾

質地取引の儀ニ付、不埒之取計いたす趣相聞ルニ付、裏判ハ不差遣、相手方之者共差紙を以呼出、手限ニ而令吟味内、双方心得違相弁、相対之上、右地所ハ地主〔債務者佐左衛門・彌右衛門〕江為請戻、別段定法之通質地取引いたす積極、吟味下ケ相願ニ付、願之通下遣、且双方〔長吉、佐左衛門・彌右衛門〕并引合之もの〔新右衛門〕共不埒之段ハ、左之通、

すなわち、半頼納状態(「助合」)の契約を違法(「不埒」)とし、長吉の担保権執行請求訴訟は受理せず(裏判を差し遣わず)、召喚状(「差紙」)によって被告佐左衛門・彌右衛門・新右衛門を呼び出し、勘定奉行本多安英が職権によって審理(手限にて吟味)したところ、両当事者は法令違反を理解し、長吉は訴訟の取り下げ(吟味下げ)

を請願するとともに、両者は相対にて、1840年質地契約の質地を佐左衛門と彌右衛門が債務を弁済し取り戻し(請け戻し)、それとは別に、佐左衛門と彌右衛門を債務者、長吉を債権者とする適法な(定法之通り)、すなわち、債権者である長吉が年貢諸役を全額負担する質地契約によって借り換える示談を成立させたので、原告願いの通り、訴訟の取り下げを認めるというものであった。半頼納を含む違法な質地契約は書入と見なし、書入については担保権実行(流地)の請求権を認めず(史料11)、かつ、書入は金公事であるので、解決は相対の示談に委ねる(史料9)という判例に準拠した処分であった。両当事者に提出させた示談の内容は以下の通りである。

史料 14³³⁾

当時吟味中之処、双方とも質地取引の儀ニ付、元文二〔1738〕巳年之御触并五人組帳前書之趣忘却いたし、相互ニ〔年貢諸役を〕振候質地取引いたし候不埒之段相弁、一同恐入候由ニ而、相対之上最前〔原契約〕之質地ハ地主〔債務者佐左衛門・彌右衛門〕江差戻、去々戌〔1850〕年対談いたし候通、別段地所新規質地ニ受取、年季之儀ハ、同年より来ル申〔1860〕年迄中拾ヶ年季ニ相定、金六拾兩宛貸渡、直様右金子を以先〔原契約〕質地代金夫々勘定受、尤彌右衛門ハ先質地元金九拾兩と差引三拾兩不足相成候間、右之内当金拾兩受取、貳拾兩ハ別段年賦借金証文ニいたし、且今般質地ニ受取候地所ハ、年貢諸役とも以来金主〔債権者長吉〕方ニ而相つとめ、はずとりきめ、もうしぶんなくじゅうだんあいとのい、むね、もって勤候答取極、無申分熟談相整候旨を以、吟味下之儀相願候段、双方連印之書付差出申候、

原契約の質地は債務者である所有者に返還するとともに、原契約の債務者は、別の田畑を原契約の債権者に新たに質入れし、その貸付をもって元契約の元金の返還に充てる、すなわち、担保権の実行(流地)ではなく新たな質地契約による借り換えを認めるものであった。史料14は示談内容を評定所がまとめたものである。両当

事者は、この法律構成通りの示談内容を含み、かつ、史料 16 の行政罰を受け入れる旨を誓約する示談上申書を評定所宛てに提出している。

この借り換えによる解決は、在地において村の慣習法として採択された事例も知られている一方³⁴⁾、19 世紀前半に勘定奉行を務めた石川主水正³⁵⁾が、債権を保護する流地規定と、自作農維持政策の両立を図る手段として挙げているものである(白川部(2012)、272-273 頁)。19 世紀前半には、幕府司法が和解案を内示する場合の定石となっていたと見るべきであろう。

半頼納状態を生み出した契約に関わる紛争は、まさに「相対」の事案と見なされ、示談の処分となったのである。当事者間の紛争に関しては全面的に被告の要求が容れられたことになるが、両当事者が半頼納状態の契約を結び、名主新右衛門がそれに加印したことは行政罰に問われた。

史料 15³⁶⁾

右ハ質地定法を背候もの共ニ候得共、年貢^{しつちじょうほう そむき}為助合^{たすけあいとして}、聊^{いささか}ながら^{な がら}金主^{きんしゅ}〔債権者長吉〕方より地主^{じぬし}〔債務者佐左衛門・彌右衛門〕共江金子差遣^{さしつかわしきたり}来^き候上ハ、年貢諸役^{ねんぐしゅやく}とも不^の残金主方ニ而相勤^{あいづとめそうろうぎ}候儀^にも無^{これなく}之、御定書ニ、質地之年貢計^{おさだめがき}金主より差出、諸役ハ地主相勤候証文^{しょうもん}、年季之内ニ候ハ、定法之通証文^{しなう}仕直させ、質置主^{しちおきぬし}〔債務者〕叱り^{しちとりぬし}、質取主^{なぬし}〔債権者〕過料^{これある}、加判之名主過料^{おさだめ}、と有之御定ニ^{じゅんじ}准し候取計ニ付、^{とりはからい}つき

と、公事方御定書に記載の、1744(延享元)年評定所一座が評決した半頼納契約の処分³⁷⁾を適用すべきことを理由として行政罰を与えたのである。すなわち、

史料 16³⁸⁾

長吉ハ年貢為助合^{たすけあいとして}地主^{じぬし}〔債務者佐左衛門・彌右衛門〕共方江金子差遣^{さしつかわしきたり}とハ乍^{とも}申、金主^{きんしゅ}〔債権者長吉〕より可相勤^{あいづとめ}年貢諸役を地主共江為相任置^{あいませおき}、新右衛門ハ佐左衛門外一人より長吉方江差入^{さしい}り質地証文^{しやうもん}ハ、地主共より年貢諸役相勤^{あいづとめ}、金主より年貢為助合^{たすけあい}極之証文^{うきめ}ニある処、何等之^{とこ}心附^{なんら}も無^{こころづき}之加印致し遣、^{これなく}つかわし

佐左衛門彌右衛門ハ長吉江相渡、質地之儀^ぎ年貢助合金子差越^{さしこす}ス対談^{とて}ニある由、右を足^{たしあわせ}合ニ致し、銘々^{めいめい}年貢諸役相勤^{まかりある}罷在始末、一同不埒^{ふらち}ニ付、長吉新右衛門ハ過料錢三貫文宛、^{もしあわたし}佐左衛門ハ叱り、右之通申渡

と、公事方御定書に定められた通り、半頼納契約を結んだ両当事者と加判の名主の行政罰として、債務者佐左衛門と彌右衛門は譴責(叱り)、債権者長吉と債務者居村名主新右衛門の両名には過料錢 3 貫が科された。違法な証文を公証した名主に対して科される過料錢 3 貫は、1782(天明 2)年の質地関連訴訟の判例整理において確認されている通りの額である³⁹⁾。

1737(元文 2)年触書(史料 4)により、10 年を越える質地契約の担保権執行請求訴訟は提起できないから、10 年の契約期間満了時点において、元金が返済されず、また、担保権の実行を債務者居村の名主が拒否した場合、債権者にとって、原契約の延長は選択肢とはならず、長吉としては、代官に担保権執行請求訴訟を提起するしかない。一方、債務者佐左衛門と彌右衛門、兩人居村の名主長吉は、半頼納状態を含む原契約の質地代金元金を、半頼納を含まない新しい質地契約によって長吉から貸し付けられる資金によって弁済する示談を申し立てた。債務者側の訴訟戦術通り、評定所は 1737(元文 2)年触書(史料 4)頼納禁止条項を適用し、担保権が執行されるべき本公事としては訴訟を取り下げさせ、解決を両当事者の示談に委ね、被告らの要求通りの示談が成立した。

また、両当事者間の債権債務とは別に、債権者に対しては、半頼納状態に対する行政罰として過料が科された。半頼納状態を含む契約の債権者が担保権執行請求訴訟を提起したとしても、幕府法の頼納規制を盾に取る債務者の借り換え要求を容れざるをえない上に、過料を科される。この建て付けは、半頼能を含む取引を、関係的契約として成立させるべく誘導したのであろう。幕府領と旗本領において、1737(元文 2)年触書(史料 4)の頼納禁止条項による土地集積抑制は、債権者の出訴に応じて、債務者側が幕府法廷において争う限り、有効に機能したと考えられる。

4.2 流地の請戻

須田(1985)と渡辺(1994)は、村外地主(越石百姓)が増えた村の名主と惣百姓が村外地主と交渉し、かつて担保権が実行(流地)された農地を(請け戻し)た、譜代1万石生実藩領下総国千葉郡南生実村の事例を紹介している(須田(1985), 99-103頁; 渡辺(1994), 224-227頁). そこにおける請戻請求側の論理を見てみよう.

南生実村は、1816(文化13)年、村外所有者の1人であり、かつ、自村を含む広域地方公共団体である組合村の首長である割元名主を勤める北生実村篠崎弥兵衛から、村として資金を借り受け、村外に流地とされた農地を請け戻す交渉を成立させている. 交渉の焦点は伝馬役の負担であった.

まず、伝馬役賦課における割元名主の役割を確認しておこう. 南生実村は、北生実村、浜野村、曾我野村、泉水村の4ヶ村とともに組合村を構成し、伝馬役を負担していた⁴⁰⁾. 伝馬役としての人馬徴発は、必要が生じた際に領主から発令されるので、発令1件ごとに、各村が負担すべき人馬の量を何人×何日分、何頭×何日分として割り当てる必要がある. 5ヶ村に対して伝馬役を賦課する事務を委任されていたのが、割元名主篠崎弥兵衛である⁴¹⁾. 賦課の内訳は、自村負担分だけでなく、同じ組合村に属する他村への割り当てについても開示されていた⁴²⁾.

交渉によって成立した篠崎弥兵衛と南生実村との契約は、村外者所有石高(「越石」)の増加と伝馬役負担の困難の確認から始まる.

史料 17⁴³⁾

- 一 南生実村之儀は先年より連々困窮仕、御田地も多分越石ニ相成、潰百姓相増、次第ニ人少農業手当茂不行届、〔年貢〕御上納は勿論、御通御用御役所御用諸人馬〔伝馬役〕ニ指仕、困窮斗募、極難儀ニ付、先名主嘉左衛門より茂、村方行立之儀、精々其元様〔篠崎弥兵衛〕江御頼申候得共、凡ならざることゆゑ、おかんがえのみにてこれまでおのぼし不成事故、御考而已ニ而是迄御延罷在候所、近年ニ至り追々増長いたし、村高之内宜敷地面三百七拾石余

越石と相成候、右ニ准万事共ニ一村必至と難渋ニ付、又々此度其元様御工夫之上、村方相統相成候様、何れ共御考弁之筋御頼申候所、村向難渋之儀は眼前無相違、甚歎敷御察被下、村方相統助成ニ御基附、猶又御親父篠崎弥五左衛門殿御家名永々御相統被思召候而、左之趣御考合之上、御申聞被下、誠以村方一同厚忝奉存候事

- 一 右ニ付而正金百五拾六両此度村方一同江御渡被下、慥請取申候
右金子を以村方ニ而宜敷田地相求可申候事
- 一 金四拾四両は当村分之地面前々より其元様御持伝候田地証文六本添此度村方江御渡被下、慥ニ請取申候事
右式ヶ条高合惣様之地面、向後持主は其元様と当村と永代惣持ニいたし置、以来当村ニ而万端致世話、以後双方ニなによるのさしつかえしゅうたいそうろうとも何様之指支出来候共、右田地賃入ならびに、并譲渡借用書等ニ堅致間敷候、尤字反別入附等之次第ハ別紙帳面ニ相認御渡可申候事
- 一 右田畑徳米之内ニ而米式拾俵宛納米通ニ仕立、御親父篠崎弥五左衛門殿家名永々為相統料、年々十一月廿日限其元様江堅附送御渡可申候、以後何様之凶年有之候共、誠ニ厚き恩分之事故、一村にて何れ共仕、聊不実之取斗ひ致間敷候事

〔中略〕

文化十三〔1816〕丙子年 11 月

南生実村 吉兵衛 印
〔他百姓 65 名、百姓代 6 名、組頭 10 名連署連印略〕
名主 小兵衛 印

篠崎弥兵衛殿

右之通取極候ニ相違無御座候、其御村方起立之儀無怠慢御出情専一ニ御座候、且又拙

者方江御取引之儀茂一同御疎意被下間敷候

篠崎弥兵衛 印

右前書取極之条々、お役所茂承之置候、
 永々無相違急度可相守、若取崩儀於有之
 は、居村之ものとも不埒ニ付其節可及沙汰候、
 依之令奥書もの也

文化十三[1816]丙子年十一月

内海此右衛門 印

大橋又兵衛 印

尾崎太郎兵衛 印

一つ書1条は、南生実村において村外者の所有高(越石)が増え、伝馬役の納付に支障(「指支」)が生じていたので、先代名主が割元名主である篠崎弥兵衛に対応を要請し、案を検討したが、通常とは異なる取り扱いなので、今日まで延期されていたこと、しかし、優良田畑を中心に越石高がさらに増加した結果として、伝馬役納付の難渋が明らかとなったので、篠崎弥兵衛がこの事実を認めて南生実村を助成し、南生実村は篠崎弥五左衛門家名相続料を名目とする債務を負うことを合意したことを記す。

一つ書2条は、篠崎弥兵衛が南生実村に156両を支払い、南生実村はこの資金を以て村外者が所有する優良田畑を買い戻すことを記す。

一つ書3条1項は、篠崎弥兵衛が支払う156両のうち、南生実村は、44両を充てて、篠崎弥兵衛が南生実村に所有する田畑の流地を証明する質地証文を篠崎弥兵衛から買い取ることを定める。一つ書3条2項は、一つ書3条1項による買い戻し地を含めて、一つ書2条の定める156両による買い戻し地の全てについて、登記上の所有者を南生実村とする一方、篠崎弥兵衛と南生実村の間においては、これを共同所有とすることに同意し、南生実村はこの土地を第三者に質入、譲渡、書入しないことを合意する。

一つ書4条は、南生実村が、一つ書3条2項に基づく南生実村と篠崎弥兵衛との共同所有地の年貢諸役を納付した上で(「徳米之内」)、篠崎家の家名相続料を名目として、毎年、米20俵

の地代を永久に篠崎弥兵衛家に支払うことを合意する。

篠崎弥兵衛の奥書は、南生実村が篠崎弥兵衛の債権を保護することを求める。

藩役人の奥書は、南生実村と篠崎弥兵衛との契約の存在を認めるとともに、債務不履行が生じた場合には藩司法部が取り上げ、執行することを宣言する。

まず、契約の前提となる事実を認定する一つ書1条を検討しよう。頼納規制が伝馬役に及ぶことを明示した1739(元文4)年法(史料5)は、質地契約において、債権者が伝馬役、宿役等の諸役を納付せず、債務者に負担させ、伝馬役、宿役の納付に支障(「差支」)を生じさせることを違法とし、伝馬役、宿役等の諸役を遅滞なく納付することまでが債権者の義務であることを定める。すなわち、仮に、債権者と債務者との間に伝馬役や人足役の負担額に関する相対の契約があったとしても、実際の納付に支障が生じたならば、それは違法な契約を構成すること、諸役負担の債務は全て債権者に帰属することを定めている。言い換えると、債務者側が半頼納を主張する場合の举证責任は、伝馬役や人足役の納付に支障を来しつつあることを示すことによって満たされる。篠崎弥兵衛が、「村向難渋之儀は眼前無相違」と認めたとは、南生実村の主張が、1739(元文4)年法の求める举证責任を満たすと認めたことを意味する。すなわち、伝馬役納付の支障(「指支」)があることを述べる一つ書1条は、篠崎家と南生実村の旧債務者とが結んだ原契約が半頼納状態をもたらす可能性を示唆し、南生実村と篠崎屋弥兵衛は、その生じつつある違法状態を解消するための交渉を重ねてきた経緯をまとめていることになる。

なぜ、村外者所有(越石)高が増えると伝馬役納付に支障が生じるのか。仮に、篠崎弥兵衛ら、南生実村村外所有者が、南生実村に課された伝馬役の全額を適正に負担する、すなわち、南生実村に課された人足の雇用賃金と馬匹の借入代金の時価を南生実村に納付していれば、必要な人馬を市場から調達し、南生実村を一切「困窮」させることなく、南生実村越石分の伝馬役を生実藩に納付できたはずである。すなわち、

越石高の増加により、南生実村が伝馬役の納付に差し支える事態は、村外所有者が、人馬の実費に相当する諸役負担を履行していない場合にのみ生じうる。実質的な負担配分において半頼納が生じていなければ、村外所有高が増加しても伝馬役納付に支障を来すことはない。

1条は南生実村が先代名主以来、篠崎弥兵衛と交渉にあたってきたにもかかわらず、篠崎弥兵衛が本契約の締結を延期し続けたことも確認する。南生実村側は、1条が強調する通り、越石の増加によって伝馬役納付に支障を来すこと、すなわち、実質的に、1739(元文4)年法(史料5)が禁ずる半頼納状態が生じている事実を主張し、篠崎弥兵衛から譲歩を引き出そうとした。一方、篠崎弥兵衛が交渉を引き延ばす際の法的根拠は、流地後、質地契約後10年以上を経過した質地の請戻訴訟を受理しないとした1737(元文2)年触書(史料4)と、それに倣うであろう藩法であろう。

一つ書3条1項は、篠崎弥兵衛抛出の156両のうち、44両を充てて、南生実村百姓が篠崎弥兵衛に対して発行した質地証文を買い取することを定める。この44両は、元の質地証文の価格、すなわち元の質地契約の際に篠崎家が貸し付けた元金であろう。質地証文の買い取りによって登記上の所有権は篠崎弥兵衛から南生実村に請け戻されることになるが、このことによって篠崎弥兵衛の旧所有地に対する請求権が消滅するわけではない。一つ書3条2項は、3条1項に基づく買い戻し地を含めて、一つ書2条の定める156両による買い戻し地の全てを、永久に、南生実村と篠崎家との共同所地とすることを定める。

一つ書4条は、3条2項に基づく南生実村との共同所有地から、篠崎家が作徳米^{さくどくまい}年20俵を受け取ることを定める。頼納状態にない適法な小作契約においては、小作が地主に支払う小作料は、年貢諸役負担部分と、それ以外の定額地代である作徳米からなる。地主が登記上の土地所有者であるためには、自己の会計から年貢と諸役を納付しなければならないからである。他の村外地主から買い戻す田畑はもとより、篠崎家から買い戻す田畑についても、一つ書3条に

より、登記上は南生実村の所有地となるので、年貢諸役負担の義務は南生実村に帰属することになる。その上で、小作料から年貢諸役を差し引いた定額地代のみを遺漏無く永久に篠崎家に納付し続けることを定める。米1俵を0.4石、米1石の価が1~2両であったとすると、篠崎家が抛出する資金156両の利回りは年5~10パーセント程度となる。

藩の役人が契約不履行時に訴訟を受け付け、履行を強制することを奥書しているのはなぜか。両当事者の債権と債務が幕藩法に基づいており、債務の履行請求が本公事として受理されることが幕藩法によって定められている契約の場合、幕藩法廷における訴訟の受理を担保するために幕藩役人の奥書を得る必要はない。たとえば、土地台帳(検地帳ないし名寄帳)^{けんち なよせ}への登記によって幕府法上の対抗要件を満たす土地所有権を担保とする質地契約の場合、名主が署名捺印することによって本公事としての受理が担保される(萬代・中林(2017), 153頁)。翻って、史料17一つ書4条は、篠崎弥兵衛が所有する土地の登記上の所有権を南生実村に戻し、年貢諸役負担義務も南生実村に戻す一方、年貢諸役を納付した後の作徳米を南生実村が篠崎家に永久に支払い続けることを定める。しかし、篠崎家は、土地台帳上の所有者ではなくなり、南生実村の作徳米納付債務も、幕藩法からただちに導けるものではなくなる。すなわち、この契約は、幕藩法からただちに債権保護が導かれる契約ではなく、幕藩法が禁じていない限りにおいて自由に契約内容を定めうるが、幕藩司法部^{あいたい}によるその履行強制を一般的には導かない相対の契約である。それゆえ、南生実村からの作徳米の支払いが遅滞した場合の訴権を保障するには、藩役人の奥書が必要だったのである。

篠崎弥兵衛は、なぜ、小作料請求権がただちに導かれる所有権を放棄し、藩役人の奥書を必要とする特殊な請求権を構成することを受け容れたのであろうか。一つ書4条の内容そのものが示唆的である。4条により、年貢諸役は一切は南生実村が負担し、篠崎弥兵衛は小作料のみを受け取る。登記上の所有権が篠崎弥兵衛にあれば完全な頼納であるが、登記上の所有権を南

生実村に移すことによって、小作料の支払いは、相対の契約となる一方、頼納規制に抵触する可能性はなくなる。一つ書1条が示唆するように、伝馬役負担を巡る半頼納状態があり、それが南生実村の交渉材料であったとすれば、登記上の所有権を南生実村に戻すことによって、頼納ないし半頼納の規制に抵触する可能性を排除することができる。同時に、篠崎弥兵衛の小作米への請求権も相対の契約となるが、これに特に訴権を担保したのが、藩役人の奥書であった。

すなわち、史料17は、幕藩法の半頼納規制を交渉破綻時の交渉材料としつつ、示談による質地の請戻を求める旧債務者と、流地にとまなう請求権を守るべく交渉に臨む旧債権者とが、半頼納規制に抵触しない地代支払契約を構成し、本来的には相対の契約となるこれに藩司法部による履行強制を付帯させたものである。自作農保護政策と所有権の保護を両立させるぎりぎりの線をつなごうとするこの契約は、この時期の幕府法の展開(史料13 白川部(2012), 271-273頁)と整合的である。

南生実村と、篠崎弥兵衛を始めとする村外所有者との間には、前者から後者への土地所有権の一方的な移動が続いていた。その当事者間の取引関係における交渉力に影響しうるのは、交渉が決裂した場合にそれぞれが取りうる選択肢である。たとえば、決裂した場合に篠崎弥兵衛が直面する利得と比べて有利な条件を提示することによって、南生実村は篠崎弥兵衛に譲歩を迫ることができる。近世後期において、相対の交渉の外側にある現実的な機会は、大別して二つである。ひとつは司法機関への提訴である。小早川(1988)や見城(2000)に遡る法制史研究を踏まえた山田(1995)や松永(2004)が、幕府法の変化に応じた質地契約の変化に注目するのはそのためである。もう一つは、文字通りの自力救済、すなわち、村方騒動と総称される、実力行使による債務履行の停止である(佐々木(1969))。史料17そのものは、1739(元文4)年法(史料5)の定める通り、伝馬役納付に支障を来している状況に言及しており、したがって、史料17から直ちに導かれる南生実村の外部機会は法的解決である。

そのように解釈するならば、南生実村側が1739(元文4)年法(史料5)を根拠に篠崎弥兵衛の譲歩を求め、篠崎弥兵衛が1737(元文2)年触書(史料4)を根拠に交渉を長引かせていたところ、篠崎弥兵衛の拠出する資金によって南生実村が請け戻す田畑について、篠崎弥兵衛がこれを南生実村に差配^{さはい}させて小作料を永久に收取する契約の履行を藩が強制する交渉が成立した、と読むことが妥当である⁴⁴⁾。

この事例は、白川部(2012)が指摘するように、在地における質地請戻交渉を補完した幕府判例の展開に留意することの重要性を示唆する(白川部(2012), 271-273頁)。たとえば、渡辺(2011)は、旧債務者と旧債権者の交渉の外側にある、旧債務者側の威嚇の手段を包括的に取り出している。幕府領の出羽国村山郡観音寺村において、近世後期、登記上の所有権を債務者のままとし、したがって債務者が年貢諸役を負担する頼納の一種である残地(抜地)をとまなう質地契約が普及し、そうした質地が流地となることによって旧債務者が困窮する状況があった。これに対して、旧債務者は、「困窮」を訴えて請戻の執行を求める訴訟を起こし、そして、究極的な威嚇として、村方騒動によって土地台帳を破棄することも行われた。こうした外部機会を持ちつつ、旧債務者は旧債権者との請戻交渉に臨んだ。

そうした債務者側の訴訟戦略が幕藩司法に支持されるためには、質地契約時点において半頼納状態が成立していることが必要であった。落合(2006)が、上総国望陀郡の、譜代飯野藩2万石と譜代久留里藩3万石の相給^{あいきゅう}村⁴⁵⁾である玉野村における興味深い事例を紹介している。久留里藩領宮田村利兵衛は、玉野村飯野藩領の農地を担保として質地金融を行い、その質地契約の債務不履行にともなって質地の所有権を得た。数十年後、玉野村久留里藩領の百姓新蔵からの借入金の返済にあたり、この玉野村飯野藩領内所有地の譲渡をこれに充てようとしたところ、玉野村の名主が所有権移転の手続きを拒否し、玉野村飯野藩領の旧所有者に返還することを求めた。

これに関連して、新蔵は1795(寛政7)年に

訴する。新蔵によれば、玉野村飯野藩領内所有地の人足役を実物(労役)によって納めていたところ、玉野村飯野藩領名主が、越石について金銭による納付を求め、新蔵はこれを不当として出訴した。そして、新蔵への所有権の移転の加印を拒否する玉野村飯野藩領名主を相手取って、1795(寛政7)年、利兵衛も久留里藩に出訴した。藩をまたぐ事案の司法権は幕府に属する。本件につき、久留里藩は、玉野村飯野藩領名主による所有権移転の手続きの拒否を違法とする旨を幕府勘定奉行に報告し、その後、玉野村飯野藩領名主は、新蔵への所有権移転を認める示談を受け容れ、その旨、勘定奉行に提出した(落合(2006), 123-142 頁)。

一見、複雑な事案であるが、要するに、領外所有者が年貢諸役共に領内所有者と等しく適法に納付してきたところ、領外所有者の諸役負担を実物納から金銭納に変更し、それに応じないことを以て半頼納状態を主張しようとしたが、認められず、年貢諸役を適法に納付してきた領外所有者のさらなる土地取得が適法と判断された事案である。村外ないし領外所有者の諸役負担の不備を理由に半頼納状態を訴え、請戻に持ち込む訴訟戦略は、渡辺(1994)が紹介する下総国千葉郡野田村の所有者も喝破しているように(渡辺(1994), 256-259 頁)、19 世紀半ばに広く知られていたのではないだろうか。玉野村の事案においては、質地契約および担保権実行後の普通小作契約期間を通じて、知行所外地主は、知行所内地主と同様、適法に年貢諸役を負担していたことから、請戻は領主の認めるところとならず、幕府勘定奉行もその裁定を認めた。

史料 13 に見られるように、半頼納状態にある質地契約に関する請戻請求訴訟において、これを認める幕府司法の方針は 18~19 世紀を通じて強化されたと考えられる。しかし、この上総国望陀郡玉野村の事件に見られるように、年貢諸役を債権者および村外土地取得者が適法に納付していれば、半頼納規制の適用としての請戻請求訴訟の受理や示談勧奨は与えられない。法による債権保護を必要以上に弱めることは、そもそも債務者の利益にならないから、自作小農保護の見地からもそれは当然の措置であった。

これに債権者側も反応した。たとえば、幕府領で、松本藩に統治を委任されていた信濃国筑摩郡大池村の場合、19 世紀半ばまでの質地証文が、半頼納を許容しうる形式をとっていたところ、1845(弘化2)年、松本藩から、完全に適法な、諸役を債権者負担とすることを明示する質地証文の雛形を得て、広く用いられるようになる(山田(1995), 86-88, 101 頁)。

4.3 諸役負担の契約改定

質地契約の債務不履行と担保権実行が繰り返され、かつ、村間において土地集積が非対称であった場合、村外所有者所有比率の高い村の諸役負担が非対称に重課となることが生じうる。

その対策としては、旧質地の買い戻し(請戻)のほかにも、諸役負担の衡平をはかる契約の改定がありうる。その一例として、越前国鯖江藩領今立郡西角間村⁴⁶⁾の村内自作農・地主である「村百姓」が、1735(享保20)年に、村外所有者である「越高百姓」との間に結んだ契約を見よう。この契約は、同村に農地を所有する周辺所村の「越高」百姓との間に、従来、年貢賦課単位毎に定額で課されていた「諸役代」に代え、年貢高に応じた負担を定めるべく結ばれた。諸役負担明細を 15 項目掲げ、それぞれについて、村百姓、越高百姓、土地非所有農民(「水飲」)の負担を明記した上で、この契約の趣旨を次のように語る。

史料 18⁴⁷⁾

右者西角間村諸役先年より村百姓面割相働、越高[村外所有者の所有高]江者諸役代として三歩免懸り高売主[村内の旧所有者]方へ取、其外懸り不申候所、此度高割ニ被仰付被下候様ニと西角間村百姓御願申上候ニ付、紙面之通定書仕連判指上申候上者、以来共此定之通割合相動可申候、野河原山林共銘々持分切立入一切入会申間敷候

村外所有者から徴収する諸役負担を、費目によっては所有高に応じて増額すること、しかし、その増額によって、それぞれの村が管理する共有地への入会権は発生しないことを明記してい

る。半頼納^{らいのう}状態になれば諸役負担の非対称は生じないから、この契約は、従来の、村外所有者の諸役貢献額の定額徴収が西角間村の諸役負担に満たず、広く半頼納状態が生じていたことを示す。その負担の衡平を計る相対の交渉を西角間村が要求することは当然として、なぜ、周辺諸の所有者はそれ応じたのか。応じず、西角間村が代官に出訴したならば、担保権実行^{りゅうち}(流地)をもたらし質^{りゅうち}地契約の違法性が審理の対象となり、半頼納が確認されれば、債権者側が期待しうる最善の判決は相対の示談の勧奨である。最悪の結果は、質^{りゅうち}地契約の違法性を遡って認定して書入契約とみなし、質^{りゅうち}地は一度返還の上、新たに質入契約を結び直す判決であろう。村外所有者が交渉に応じない選択肢はない。

4.4 差配^{さはい}との関係的契約

上に見た南生実村の例(史料 17)においては、村外地主である篠崎弥兵衛は、南生実村百姓との契約により、南生実村内所有地の所有者名義を南生実村に移す代わりに、年貢諸役^{ねんぐしよやく}を納付した後の小作料を永久に受け取る契約を結んでいる。この場合、南生実村名主が、当該田地の残余コントロール権を回復する一方、南生実村の当該田地耕作者から定額小作料を徴収する債務を負う。

史料 17 のような契約も、この南生実村に限らず広く見られ、村外地主から経営と小作料徴収を受託する者は、差配^{さはい}ないし家守^{やもり}と呼ばれた。差配や家守には、多くの場合、村外債権者に対して当該田地を質入^{しんし}した旧所有者が充てられ、年貢諸役は、引き続き登記上の本百姓として当該田地を耕作する旧所有者が負担した(岩淵(1997)；松永(2004)，723-742 頁)。

旧所有者と差配契約を結ぶ場合、旧所有者は、登記上、旧質地の残余コントロール(「支配」^{しんし}、「進止」)権を持つので、旧所有者が当該田地の年貢諸役を負担することは違法ではない。すなわち、村外地主は、頼納規制に抵触することなく小作料を受け取ることができる。しかし、年貢と諸役^{しんし}の徴収の事務を領主が村に委任する近世村請制において、年貢諸役負担義務の全てを在村差配に残すことは、差配の交渉力を極めて

大きなものとする。たとえば、差配の支配権は所有権の一部であるから、その移転には名主(庄屋)の奥書を必要とする。すなわち、小作料の設定について村外地主と在村差配とが合意できないとしても、名主(庄屋)の同意がなければ、村外地主が在村差配人を更迭することはできない(松永(2004)，731-741 頁)。史料 17 は、南生実村名主を篠崎弥兵衛の差配人として使役する契約であるが、これに藩役人が奥書を与えている事実は、差配人が支配する土地に対する村外所有者の小作料請求権が脆弱であることを示唆している。

また、検地帳^{けんち}ないし名寄帳^{なよせ}によって法令上の根拠を与えられる年貢諸役と、在村差配と村外所有者との契約によって定められる小作料を差し引いた残余は、差配給として差配人の収入となるが、差配給は契約に定められないことが多い。つとに田中(1721[1996])が指摘したように、在村耕作者と名主(庄屋)のいずれも、正確な土地生産性を村外所有者に開示する誘因はないし、また、村外所有者が開示を強制する法的な根拠もない(松永(2004)，729-730 頁)。

すなわち、村外所有者と差配の契約は、史料 17 の様に領主が個別に執行を担保する場合を除けば、当事者間の相対によって成り立つ関係的契約でしかありえない。村外所有者は、土地の存在する村の支配権を認め、それに応じて低い小作料を適法的に収取するか、もしくは、訴訟を提起された場合に示談による請戻^{うけもどし}を強いられる可能性を織り込んだ上で、より高い小作料を収取できる、半頼納状態を含む所有権を維持するか、選択を迫られたと言えよう。

5. 1873 年地所質入書入規則^{しちいれかきいれ}

5.1 規制緩和の中心

幕府法は、債権保護の原則を維持しつつ、運用において、土地集積を抑制する側に傾斜していた。それが、白川部(1994)が適切に指摘したように、請戻請求訴訟において、新所有者(旧債権者)が、幕府の担保権執行^{りゅうち}(流地)法を引いて対抗しようとするものの少なかった理由である。明治維新後の土地政策は、幕府法における、土地所有権と金銭貸借契約の債権の保護を貫徹

しつつ、運用面における規制を緩和する原則によって貫かれていた。なかでも、農地の所有権と農地担保金融契約において、土地集積規制緩和を徹底した法令が1873年地所質入書入規則であった。

5.2 「質入」契約と「書入」契約の定義

この法令における「質入」と「書入」の定義は、幕府法における「質地」と「書入」のそれとは異なっている。まず、「質入」契約とは、土地担保金銭貸借契約のうち、貸主が担保地を、土地登記の証明書である地券と合わせて専有利益し、その公租公課を納付しているものを指す(1,6条)。担保地が遠隔にある場合には、代理人を置いて公租公課を納付することが求められる(8条)。これに対して「書入」契約とは、土地担保金銭貸借契約のうち、貸主が担保地を専有せず、公租公課も引き続き借主が納付する契約を指し(2,3,7条)、これは借主が担保地を引き続き用益している場合(2条)も含む。

享保元文農地法に定める農地担保金銭貸借契約のうち、幕府による担保権執行を期待できる適法な質地契約に付帯すべき直小作契約は、1873年地所質入書入規則における「書入」契約に含まれる。書入契約における債権者と債務者との関係は、享保元文法におけるそれと変わらない。決定的に異なるのは、公租公課の負担主体である。1873年地所質入書入規則においては、所有権が債務者から債権者に移転する前である以上、債務者が負担するとされた。そして、占有担保(質入)か非占有担保(書入)かに関わらず、また、貸主が公租公課を負担している(質入)か否(書入)かにかかわらず、担保権の実行による所有権の移転は合法であり(5条)、遠隔地間の質入契約の担保権実行も代理人によって公租公課が適法に支払われていれば合法であるとされた(8条)。そして、書入、質入のいずれの場合も、土地担保金銭貸借契約であることが戸長役場の公証のある契約に示されていれば、破産処理における先取特権を得るとされた(9,10条)。

債権者が担保物権を占有する質入契約はもとより、債務者が担保物件を占有利益しつつ、そ

れにかかる公租公課を負担する書入契約においても、債権者の請求権である抵当権を国家が最優先して保護し、執行することが保障されたのである。すなわち、土地担保金融に関わる頼納規制は廃止された。

5.3 何が債権保護を強めたのか

1873年地所質入書入規則が、不動産担保金融史上、重要な法令であったことは広く合意されている。しかし、その重要性の理由については、検討すべき課題が残されている。一つの見解は、債権者ではなく債務者が担保物件を占有利益する書入、すなわち抵当権の担保権執行を保障したことに意義を認める(福島(1975), 266頁)。しかし、既に、享保元文法が、債務者が担保地を占有利益する直小作契約が付帯する質地契約の担保権執行を保障しており、その名称が「書入」に改められたに過ぎない。

もう一つの見解は、幕府法における請戻請求期限の10年(史料4)が3年(4条)に短縮されたことを重視するものである(水林(2005), 129頁)。しかし、請戻期限の短縮は、明治維新後における地主制拡大の加速は説明しても、拡大の水準を説明しない。

埼玉県南埼玉郡小作田村榎本清次郎が、1871(明治4)年、埼玉県南埼玉郡鶴ヶ曽根村堀井浅右衛門との間にその所有地を担保として1874(明治7)年まで3ヶ年の質地契約を結び、榎本が年貢諸役を名受していたところ、1873(明治6)年の地券交付にあたり、名受人である榎本が地券の交付を受け、質地契約期間後も八幡が質地を受け戻さなかったことから、流地として榎本が所有権を主張したことに對して、榎本が質地請戻訴訟を提起した。これに對して、1884(明治17)年、大審院は上告を棄却し、質取主として年貢諸役を負担した状態で質地契約満了を迎えた榎本への流地を適法と認めた⁴⁸⁾。水林(2005)は、この判決を、維新期法制が地主制拡大を促した例として捉えるが(水林(2005), 131頁)、これは、直小作契約付帯質地契約において、債権者が公租公課を負担する場合における担保権執行を認めた享保元文法が有効であることを追認し、かつ、これを旧幕府領に限ら

ず、全国に適用したに過ぎない。享保元文法よりもさらに手厚い債務者保護を講じていた旧藩領域には一定の影響を及ぼしたかもしれないが、旧幕府領とこれに準拠していた旗本領や譜代大名領への影響は中立であろう。

それでは、1873 年地所質入書入規則の、何が債権者と債務者の関係を変えたのか。白川部(1994)が指摘した通り、幕府の担保権執行法が債権者にとって使いにくいものであったとすれば、1873 年地所質入書入規則の何が使い勝手が良かったのか。それを理解するには、維新前夜の 19 世紀半ば、債務者が質地請戻のために幕府法をどのような活用したかを思い起こせば良い。たとえば、史料 12~17 はいずれも、村外の新所有者(旧債権者)に諸役負担の瑕疵があり、法廷闘争に持ち込まれたならば、半頼納状態を理由として相対済の処分を受け、旧所有者(旧債権者)に有利な示談を強いられた上、最悪の場合、違法な質地契約を結んだことを理由として旧債権者が過料を命じられうる事案であった。

地所質入書入規則が地主制拡大に与えた最大の効果は、公租公課の負担が債権者である場合と債務者である場合とに関わらず、国家が担保権執行を保障するに至ったことにある。たとえば、旧幕府領山梨県においても、維新後、地主制は急速に拡大した。その過程においては、質入契約も書入契約も活用されており(松元(1972), 中村(1972)), したがって、それは、抵当権(書入)の保護が強められたから生じた現象ではない。19 世紀半ばに半頼納の瑕疵無き質地契約が推奨されたことに示されているように(山田(1995), 86-88, 101 頁), 幕末期、債権者が恐れていたのは、頼納ないし半頼納を理由とする請戻の可能性であった。この制約を取り外した点に、1873 年地所質入書入規則の利便性は求められるべきである。

6. おわりに

1723(享保 8)年以後における農地法展開の集大成である 1737(元文 2)年法は、適法な質地契約満了後、10 年を超えて返還を求める訴訟は受理されないことを定め、保護されるべき債権を明確にする一方、違法な質地契約の代表例と

して、年貢諸役の全額を債権者や、担保権実行後における新所有者が負担していない頼納ないし半頼納状態を掲げた(史料 4)。

その典型は、債権者や担保権実行後の新所有者が村外居住者である場合に、年貢諸役の全額を債権者や新所有者(旧債権者)が負担していない半頼納状態を含む、しばしば、「越石^{こしこく}」ないし「越高^{こしだか}」と呼ばれるものであった。田中(1721[1996])が的確に指摘しているように、村請制の下において、村外の者が土地を所有する場合、徴税が村の裁量に委ねられている伝馬役等の諸役については、村外居住者が所有する区画に対して旧所有者や村が裁量的に賦課するモラル・ハザードを抑止することはほぼ不可能である(田中(1721[1996]), 456-457 頁)。このモラル・ハザードを防ぐ有効な手段は、村外債権者(所有者)が納付する諸役をあらかじめ定額とし、それ以上の納付を求められても拒否する契約を結ぶことである。この場合、村の諸役賦課基準が変われば、村外所有者の納付額が諸役負担に必要な額に満たないことが生じうる。一方、1739(元文 4)年法(史料 5)により、伝馬役等を債権者(新所有者)が全額負担していない場合にも、これが半頼納を構成することが明確にされた。さらに、19 世紀に入ると、頼納ないし半頼納状態を含む質地契約において債務不履行が生じた場合には、担保権執行訴訟を受理せずに当事者間の示談に委ねることはもとより(史料 9)、示談が達すべき結果として、新たな質地契約による借り換えを求める判例が確立される(史料 13, 白川部(2012), 271-273 頁)。

こうした幕府法の展開は、在地における活発な請戻請求訴訟の展開と共に進んだ。借り換えによる質地の返還は幕府評定所において判示されているのみならず(史料 13)、それを織り込んだ当事者間の関係的契約としても普及することになる(白川部(1994), 40-41 頁)。一方、こうした立法政策の展開に対して、債権者側は、頼納および半頼納状態を含まない質地契約を整えることによって担保権を守ろうとした(山田(1995), 86-88, 101 頁)。見城(2000)は、頼納規制が土地集積抑制政策に「転用」された可能性を示唆したが、その「転用」が実体法として

在地の農地担保金融を拘束することになる画期は、伝馬役を含む諸役が半頼納規制の適用対象であることを確認した1739(元文4)年法(史料5)にあったと見て良さそうである。

本稿の検討の含意を敷衍しておこう。まず、大石(1968, 1975)による1722(享保7)年流地禁令(史料2)の評価は改められるべきと考えられる。これが、旧債権者の債権を放棄させる法令との誤認による土地返還要求を含む混乱をもたらしたことは事実であるが、それは法令施行上の技術的な瑕疵であって、これを理由のひとつとして、この法令を、唐突な立法政策とその失敗と断ずる評価(大石(1968), 202-258 頁; 大石(1975))は妥当ではない。1718(享保3)年法(史料1)は、質地契約の旧債務者が農地請戻請求訴訟を提起する期限を明確にしたもので、吉宗政権期における債務者保護立法の基礎を成すものであった。流地禁令はそれをさらに強化したもので、立法者意思が不連続であったと考える必要はない。

1723(享保8)年流地禁令廃止法(史料3)が率直に述べるように、自作小農維持立法としての流地禁令の失敗は、債務者保護が最適な水準を超え、金融逼迫を通じてむしろ自作小農の経営を困難に至らせた点に求められるべきであろう。Mandai and Nakabayashi(2018)は、債務者保護の水準を引き上げすぎると、信用収縮によって債務者の利益が損なわれる逆行点に至る可能性を簡単なモデルによって示し、1723(享保8)年流地禁令廃止法(史料3)に示された幕府自身の解釈を支持している。流地禁令の力点は、何よりも、債務の繰り延べ(rescheduling, 「日延」, 史料2)を認めない町人地の判例法を農地にただちに適用することを非とする点にあった。半頼納状態を含む質地契約について借り換えの示談を求める判例(史料13)は、頼納規制を適用して繰り延べを実現させるものであり、流地を抑制しようとする立法政策は19世紀に至るまで幕府の農地立法を一貫していると考えの方が良い。1722(享保7)年流地禁令と、1723(享保8)年流地禁令廃止法以後の立法政策との差異は、債務者保護の強度の調整と、それを債権保護の原則と矛盾させない法的の一貫性の洗練化

に求められるべきである。大石(1968, 1975)のように、流地を抑制しようとする立法者意思がその後に転換したと考えることは正しくない。本稿はMandai and Nakabayashi(2018)の評価を維持する。

また、19世紀の特に東日本における経済発展のあり方として、本百姓が自作地経営を維持しつつ、農閑期における遊休労働を非農業部門に投入する形において分業の深化が進んだことが知られている(Saito(1998, 2000); 斎藤(2008), 179-218 頁; 斎藤・高島(2017))。享保元文農地法は、こうした近世東日本に特有の経済発展と整合的であった。

一方、畿内先進地方においては、自作小農の小作への転落ははるかに早く進んでおり、18世紀には、小作人が元所有者等の関係者ではない、普通(名田)小作契約が一般化していた。所有地を質入する直小作農家の請求権を保護する享保元文法がその趣旨を貫徹する余地は既になかったのである。しかし、村外居住者の保護を弱める幕府法そのものは幕府領全体に施行され、畿内の藩領にも影響を及ぼしたから、19世紀には、畿内先進地において普通小作契約によって営まれる地主経営にあっても、基本的には、所有地を自身の居住村に集中する一方、村外所有地については、所有地が帰属する村の庄屋ないし村に居住する支配(差配)人に管理を委ねるようになる。この場合、田中(1721[1996])が指摘した小作人のモラル・ハザードを促すであろうが、頼納規制に関わる違法状態が生じる懸念はない(萬代(2019), 211-247 頁)。すなわち、自作小農が構成する村落が消滅して久しい畿内先進地においても、享保元文農地法は、農地市場を強く制約した。そうした地域において、1873年地所質入書入規則は、享保元文農地法がもたらした農地市場の歪みを緩和する効果をより強く持ったと思われる。

頼納規制を通じて債務者の請求権を強める享保元文農地法は、農村共同体において自作小農を維持するために積み重ねられてきた関係的契約(白川部(1994, 2012); 渡辺(1994))とも整合的であった。しかし、明治維新後、頼納規制を撤廃した1873年地所質入書入規則の施行にと

もない、村境を越えた土地集積は一挙に加速する。一方、土地所有の分布の変化にかかわらず、小農経営に依存する点において、明治農法は近世農法と変わりはない。維新後に小作農となった旧自作小農に対して事実上の残余請求権を認めるとともに(西田(1972a, 1972b); 坂根・有本(2017)), 享保元文法において村請制が担っていたリスクシェアリング機能を代替したのが、明治維新後に急速に拡大した地主制、とりわけ東日本におけるそれであった(Arimoto(2005); Arimoto, Okazaki and Nakabayashi(2010))。

(東京大学社会科学研究所)

注

謝辞 本稿の作成にあたっては、萬代悠氏、有本寛氏、牧原成征氏、村和明氏との議論から貴重な示唆を得た。また、渡辺尚志氏の指摘は議論を明確化する導きの糸となった。感謝の意を表したい。本論文は科学研究費補助金 JP17K18558 の成果の一部である。

1) 近世後期には組頭1名、その下に本役10名、助10名が配属され、勘定奉行管轄の司法事務を兼務した。平松(1960), 425頁。

2) 1718(享保3)年に江戸町奉行が受理した訴願を含む民事訴訟(公事件数は35,790件、内、金公事は33,037件に上り、1719(享保4)年には公事件数26,070件、内、金公事24,304件であった。撰要類集 第一(1967), 217-218頁。

3) 1719(享保4)年9月3日大岡忠相より上申、撰要類集 第一(1967), 225頁; 大平(2013), 114頁。

4) 「関東御料所下知状」, [年代]1666(寛文6)年11月11日。徳川禁令考前集第五(1959): 2791, 166-169頁。

5) 「御料御代官所名主・五人組定書」, [年代]1694(元禄7)年1月。農林省編(1930), 76-85頁。

6) 1718(享保3)年8月11日評定所一座評決、撰要類集 第一(1967), 257頁。相名主とは、領主が複数いる村において、各領主の知行区域毎に任命される名主、組頭、年寄は名主に次ぐ村役人であり、名主と同様、本百姓が務める。以下、引用史料の振り仮名は引用者による。

7) [年代]1721(享保6)年12月、御触書寛保集成(1934), 2604: 1214頁。施行の評決は1722(享保7)年4月、御触書寛保集成(1934), 2605: 1215頁。

8) [年代]1723(享保8)年8月、御触書寛保集成(1934), 2606: 1215頁。

9) 担保権執行訴訟が提起された際に、代官所が設定する執行猶予期間は、元金5両または米5石以下が30日、5-10両または5-10石が60日、10-50両または10-50石が100日、50-100両または50-100石が250日であった。萬代・中林(2017), 153頁。

10) 「覚」, [年代]1737(元文2)年2月、御触書寛

保集成(1934), 2607: 1216頁。

11) 「御書付 田畑頼納 并 永代売買御禁制之事」, [年代]1687(貞享4)年, 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 130頁。

12) 「質地田畑より可出御年貢諸役等質地主より勤問敷段御書付」, [年代]1739(元文4)年6月: 「聞伝叢書 巻六」, 聞伝叢書(1915), 638頁。小早川(1979), 363頁。

13) 「御定書 下巻」, 徳川禁令考 別巻(1961), 72頁。

14) 「質地出入取捌方公事方吟味役江坂孫三郎江問合 并 挨拶」, [年代]1782(天明2)年3月, 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 168頁。

15) 「質地出入取捌方吟味役江坂孫三郎江問合 并 挨拶」, [年代]1782(天明2)年3月, 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 169頁; 大石(1794[1969]), 219-220頁。

16) [年代]1741(寛保元)年, 「従前々之例」, 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 147頁。

17) 「御定書 下巻」, 徳川禁令考 別巻(1961), 74-75頁。

18) 「通新石町左次兵衛と武州下練馬村莊嚴寺質地小作金出入」, [年代]1713(正徳3)年5月13日; 「小石川五軒町六左衛門相手武州新田堀之内村甚兵衛外質地出入」, 1723(享保8)年5月21日, 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 165頁。

19) 「質地頼納之事」, [年代]1743(寛保3)年2月, 神宮司庁編(1911)89番, 743頁。見城(2000), 418-419頁。

20) 「質地出入取捌方吟味役江坂孫三郎江問合 并 挨拶」, [年代]1782(天明2)年3月, 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 168-169頁。公裁録(1963), 203-204頁。

21) 「青山秘録」と合わせて、19世紀前半に評定所留役、幕府領代官、江戸城内勤大奥担当(「御廣敷用人」)を経て和宮担当(「御用人」)を務めた青山九八郎が編集に関わったと考えられている(本間(2002))。

22) 公裁録(1963), 186頁。

23) 「御勘定組頭 并 代官可心得御書付」一つ書11条朱書, [年代]1687(貞享4)年11月, 徳川禁令考前集第四(1959), 128-131頁。

24) 「青山秘録」168: 「質地取計方之事」, 問答集6 青山秘録(2002), 178-180頁。

25) 「質地小作之儀借貸相対済之御触前後=依而取り計方相談書」, 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 173-174頁。

26) 「田畑・屋敷地・山林等書入候 金銀出入之事」, [年代]1829(文政12)年11月, 公裁録(1963), 49-50頁; 「青山秘録」114: 「田畑屋鋪山林等書入候 金銀出入之事」, 問答集6 青山秘録(2002), 148-149頁。

27) 「武州城村長吉相手同国中里村新右衛門難波出入」, 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 185-189頁。

28) 法令上は「別小作」と言う。1723(享保8)年9月2日評定所一座評決。萬代・中林(2017), 153頁。

29) 「従前々之例 一 貳拾年以上之名田小作は、

- 永小作もうしつくべしニ可申付¹, 1744(延享元)年評定所一座評決。
「御定書」下巻, 徳川禁令考 別巻(1961), 75 頁。
- 30) 「永小作之事」, 公裁録(1963), 186-187 頁。
「青山秘録」468:「永小作之事」, 問答集 6 青山秘録(2002), 358 頁。
- 31) 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 187-188 頁。
- 32) 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 185 頁。
- 33) 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 188-189 頁。両当事者に提出させた示談書(「差上申一札之事」)²は, 186-187 頁。
- 34) 相模国足柄下郡府川村の 1851(嘉永)年村議定。白川部(1994), 40-41 頁。
- 35) すなわち, 「公裁録」と「青山秘録」の編纂に関わったとされる青山九八郎が評定所留役を務めた時期の直属上司である。
- 36) 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 189 頁。
- 37) 史料 7 と同文。「御定書下巻」, 徳川禁令考 別巻(1961), 72 頁。
- 38) 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 185-186 頁。
- 39) 「質地出入取 捌 方公事方吟味役江坂孫三郎江問 合 并 挨拶」, 「行刑条例」: 徳川禁令考 後集第二(1960), 168 頁。
- 40) 「差上申一札之事」, [発出] 下市場村組頭十次郎, 他 3 名, [宛先] 奉行所, [年代] 1825(文政 8) 年 8 月 25 日, 千葉市史編纂委員会編(1980), 671 頁。この史料そのものは, 伝馬役の賦課に際して適用される組合村の行政区分を巡って提起された請願書である(千葉市史編纂委員会編(1980), 669 頁)。
- 41) 「寛政七[1795]年卯正月吉日 日記」, 千葉市史編纂委員会編(1980), 407-417 頁。この史料においては弥兵衛の父弥五左衛門が賦課している。
- 42) 「文政八酉[1825]年一ヶ年 改 戊[1826]年二月御公用方御伝馬人足出方調帳 南生実村控」, [年代] 1823(文政 8) 年。千葉市史編纂委員会編(1980), 417-420 頁。
- 43) 「永代取極 申引証之事」, [発出] 南生実村名主 小兵衛, 他 92 名, [宛先] 篠崎弥兵衛, [年代] 1816(文化 13) 年 11 月。千葉市史編纂委員会編(1980), 361-364 頁。句読点は引用者による。
- 44) 須田(1985)と渡辺(1994)は, 南生実村と篠崎弥兵衛が何を外部機会として交渉し, 合意を成立させたのか, 検討していないが(須田(1985), 99-103 頁; 渡辺(1994), 224-227 頁), 須田(1985)がこの契約に「落法的」性格を見る点において, 本論文の理解は須田(1985)に近い。
- 45) 複数の領主の統治に分割されている村。
- 46) 1686(貞享 3)～1691(元禄 4)年幕府領, 1692(元禄 5)～1711(正徳元)年大坂城代土岐頼股領(飛び地), 1712(正徳 2)～1719(享保 4)年幕府領, 1720(享保 5)年以降鯖江藩領。
- 47) 「村百姓・越高百姓諸懸物定書」, [年代] 1735(享保 20)年間 3 月 16 日, 福井県編(1987), 562-564 頁。

48) 1884(明治 17)年大審院民事判決第 175 号, 「質地受戻一件上告」, [上告] 1883(明治 16)年 9 月 15 日, [判決申渡] 1884(明治 17)年 4 月 15 日, [上告人] 埼玉県武蔵国南埼玉郡鶴ヶ曽根村平民 堀井浅右衛門 代言人 東京府神田区佐久間町平民 八幡儀三郎, [被上诉人] 埼玉県武蔵国南埼玉郡小作田村平民 榎本清次郎(国立国会図書館デジタルコレクション『大審院民事判決記録 自明治 17 年 4 月至明治 17 年 5 月』, 48-52 頁。永続的識別子: info.ndljp/pid/794979 2020 年 3 月 2 日接続)。

参 考 文 献

- 千葉市史編纂委員会編(1980)『千葉市史 史料編 3』千葉市。
- 福井県編(1987)『福井県史 資料編 6 中・近世四』福井県。
- 福島正夫(1975)「近・現代」北島正元編『体系日本史 叢書 7 土地制度史 II』山川出版社, pp. 195-394。
- 平松義郎(1960)『近世刑事訴訟法の研究』創文社。
- 本間修平(2002)「解題」『問答集 6 青山秘録』創文社, pp. 3-73。
- 石井良介校訂(1961)『徳川禁令考 別巻』創文社。
- 石井良介校訂(1959)『徳川禁令考 前集第五』創文社。
- 石井良介校訂(1959)『徳川禁令考 前集第四』創文社。
- 石井良介校訂(1960)『徳川禁令考 前集第二』創文社。
- 石井良助・服藤弘司編, 本間修平校閲(2002)『問答集 6 青山秘録』創文社。
- 伊藤秀史(2010)「契約の経済理論(2) 不完備契約」中林真幸, 石黒真吾編, 『比較制度分析・入門』有斐閣, pp. 138-167。
- 岩淵令治(1997)「不在地主と町・村」都市史研究会編『年報都市史研究』山川出版社, pp. 3-15。
- 神保文夫(1993)「本公事録・金公事録」『名古屋大学法政論集』10 巻 151 号, pp. 523-544。
- 神宮司序編(1911)『古事類苑 政治部 第四冊』神宮司序。
- 神谷智(2000)『近世における百姓の土地所有一中世から近代への展開』校倉書房。
- 見城幸雄(2000)『江戸時代の農民支配と農民』岩田書院。
- 小早川欣吾(1979)『日本担保法序説』牧健二校訂, 法政大学出版局。
- (1988)『増補近世民事訴訟制度の研究』名著刊行会。
- 古島敏雄(1958)「地租改正後の地主的土地所有の拡大と農地立法」, 古島敏雄編『日本地主制史研究』筑摩書房, pp. 315-357。
- 牧原成征(2017)「農村金融・地方都市金融」深尾京司, 中村尚史, 中林真幸編『岩波岩波講座日本経済の歴史第 2 巻近世 16 世紀末から 19 世紀前半』岩波書店, pp. 112-130。
- 萬代悠(2019)『近世畿内の豪農経営と藩政』塙書房。
- ・中林真幸(2017)「近世の土地法制と地主経営」深尾京司, 中村尚史, 中林真幸編『岩波岩波講座日本経済の歴史第 2 巻近世 16 世紀末から 19 世紀前半』岩波書店, pp. 150-176。
- 松元宏(1972)「養蚕製糸地帯における地主経営の構造

- 個別分析(1)二百町歩地主根津家の場合」, 永原慶二, 中村政則, 西田美昭, 松元宏編『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会, pp. 19-181.
- 松永靖夫(2004)『近世村落の土地と金融』高志書院.
- 水林彪(2005)「土地所有秩序の変革と「近代法」」歴史学研究会, 日本史研究会編『日本史講座第8巻近代の成立』東京大学出版会, pp. 123-156.
- 中村政則(1972)「地方銀行と地主制の進展」永原慶二, 中村政則, 西田美昭, 松元宏編『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会, pp. 387-459.
- 西田美昭(1972a)「養蚕製糸地帯における地主経営の構造戸別分析(3)七町歩地主関本家の場合」永原慶二, 中村政則, 西田美昭, 松元宏編『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会, pp. 219-318.
- (1972b)「小作争議の展開」永原慶二, 中村政則, 西田美昭, 松元宏編『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会, pp. 489-500.
- 西沢淳男(1998)『幕領陣屋と代官支配』岩田書院.
- 農林省編(1930)『日本林制史資料 江戸幕府法令』.
- 落合功(2006)『地域形成と近世社会—兵農分離制下の村と町—』岩田書院.
- 大平祐一(2013)『近世日本の訴訟と法』創文社.
- 大石久敬『地方凡例録 上巻』(1794[1969])近藤出版社.
- 大石慎三郎(1968)『享保改革の経済政策—第一部享保改革の農村政策—, 増補版(ed.)』御茶ノ水書房.
- (1975)「近世」北島正元編『体系日本史叢書7 土地制度史Ⅱ』山川出版社, pp. 21-194.
- 斎藤修(2008)『比較経済発展論—歴史的アプローチ』岩波書店.
- ・高島正憲(2017)「人口と都市化, 移動と就業」深尾京司, 中村尚史, 中林真幸編『岩波岩波講座日本経済の歴史第2巻近世16世紀末から19世紀前半』岩波書店, pp. 62-104.
- 坂根嘉弘・有本寛(2017)「工業化期の日本農業」深尾京司, 中村尚史, 中林真幸編『岩波講座日本経済の歴史第3巻近代19世紀後半から第一次世界大戦前(1913)』pp. 152-178, 187-189.
- 佐々木潤之介(1969)『幕末社会論—「世直し状況」研究序論』塙書房.
- 白川部達夫(1994)『日本近世の村と百姓的世界』校倉書房.
- (2012)『近世質地請戻し慣行の研究: 日本近世の百姓の所持と東アジア農村社会』塙書房.
- 須田茂(1985)『幕藩制解体期の研究』国書刊行会.
- 水利科学研究所監修, 荒川秀俊校注(1963)『公裁録』地人書館.
- 高柳真三・石井良助編(1934)『御触書寛保集成』岩波書店.
- 瀧本誠一編(1915)「聞伝叢書」『日本経済叢書 巻十』日本経済叢書刊行会, pp. 412-831.
- 田中丘隅(1721[1996])『新訂民間省要』有隣堂.
- 辻達也校訂(1967)『撰要類集 第一』続群書類従完成会.
- 渡辺尚志(1994)『近世の豪農と村略共同体』東京大学出版会.
- (2002)「近世的土地所有の特質」, 渡辺尚志, 五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社, pp. 247-258.
- (2011)「慶応二年の村山騒動と観音寺村村方騒動—近世の村と民衆運動を考える—」渡辺尚志編『東北の村の近世—出羽国村山郡の総合的地域研究—』東京堂出版, pp. 312-387.
- 山田千宏(1995)「質地証文の移り変わり—信州筑摩郡大池村にて」, 塚本学先生退官記念論集編集委員会編『近世・近代の信濃社会』龍鳳書房, pp. 65-114.
- Arimoto, Yutaka (2005) "State-Contingent Rent Reduction and Tenancy Contract Choice," *Journal of Development Economics*, Vol. 76, No. 2, pp. 355-375.
- , Tetsuji Okazaki, and Masaki Nakabayashi (2010) "Agrarian Land Tenancy in Prewar Japan: Contract Choice and Implications on Productivity," *The Developing Economies*, Vol. 48, No. 3.
- Hart, Oliver D. (1988) "Incomplete Contracts and the Theory of the Firm," *Journal of Law, Economics & Organization*, Vol. 4, No. 1, pp. 119-140.
- Mandai, Yu and Masaki Nakabayashi (2018) "Stabilize the Peasant Economy: Governance of Foreclosure by the Shogunate," *Journal of Policy Modeling*, Vol. 40, No. 2, pp. 305-327.
- Nakabayashi, Masaki (2018) "From the Substance to the Shadow: The Role of the Court in Japanese Labour Markets," *The Economic History Review*, Vol. 71, No. 1, pp. 267-289.
- Saito, Osamu (1998) "Two Kinds of Stem-Family System? Traditional Japan and Europe Compared," *Continuity and Change*, Vol. 13, No. 1, pp. 167-186.
- (2000) "Marriage, Family Labour and the Stem Family Household: Traditional Japan in a Comparative Perspective," *Continuity and Change*, Vol. 15, No. 1, pp. 17-45.
- Stevenson, Betsey and Justin Wolfers (2006) "Bargaining in the Shadow of the Law: Divorce Laws and Family Distress," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 121, No. 1, pp. 267-288.